

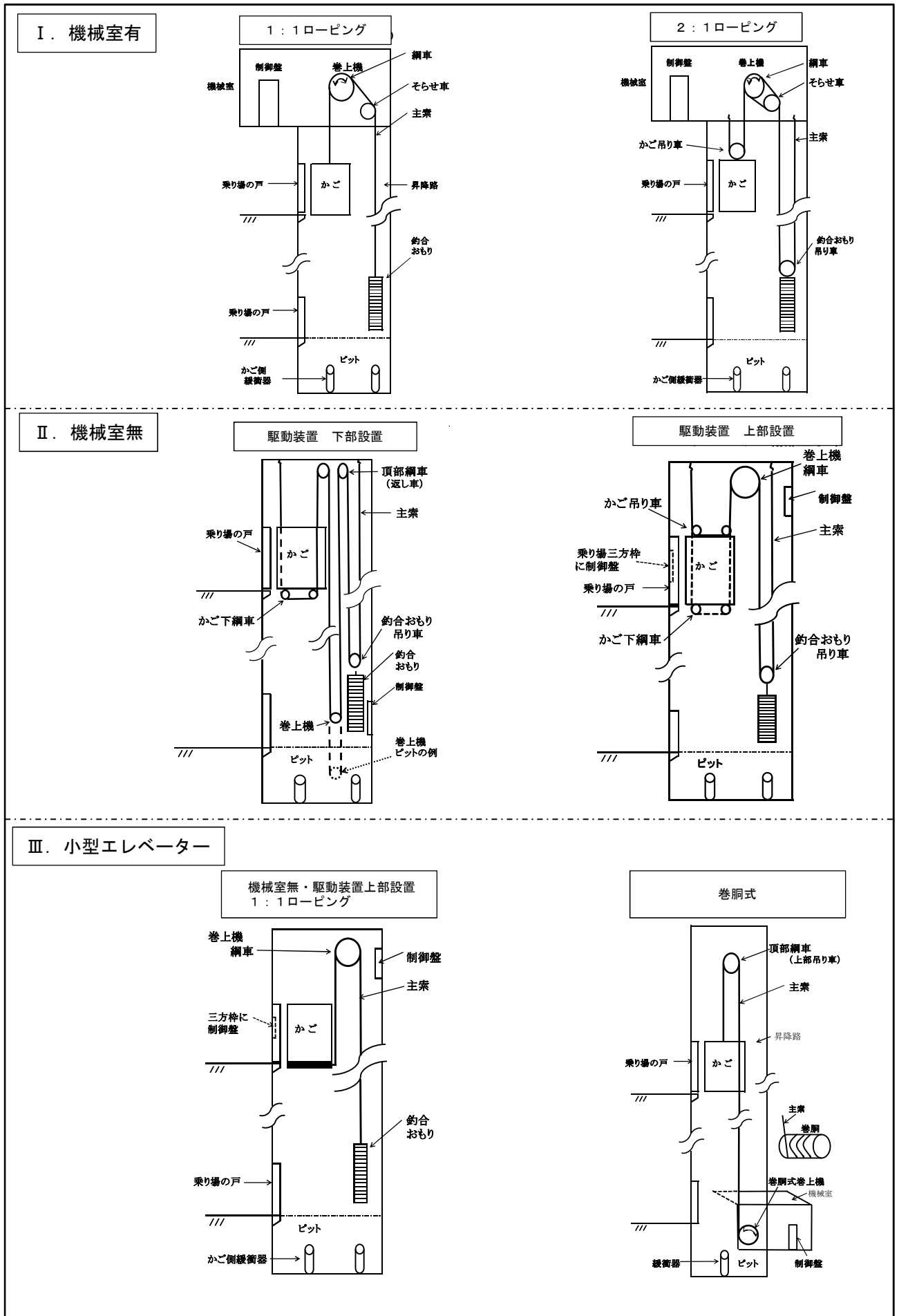
第4章

検査結果表の記入要領

1 主索又は鎖で吊るエレベーター

(1) ロープ式エレベーターの構成

① 標準 構成図



② 駆動方式と綱車・吊り車等の標準構成

I. 機械室あり

番号	検査項目	1:1 ローピング	2:1 ローピング
4(5)	頂部綱車	△	△
4(9)	かご吊り車	—	○
4(18)	釣合おもり吊り車	—	◎
6(8)	かご下綱車	—	○
6(1)	保守用停止スイッチ	—	—
6(2)	底部安全距離確保スイッチ	—	—
6(13)	駆動装置の主索保護カバー	—	—

◎:設置有り

○:かご吊り車, かご下綱車のいずれか設置有り

△:サイドマウント, ベースメント仕様の場合設置有り

II. 機械室無 (ギヤレス式)

検査項目	駆動装置:上部設置	駆動装置:下部設置
1(11) 減速歯車	—	—
2(11) 降下防止装置	—	◎
4(5) 頂部綱車	—	◎
4(9) かご吊り車	○	○
4(18) 釣合おもり吊り車	◎	◎
6(8) かご下綱車	○	○
6(1) 保守用停止スイッチ	—	◎
6(2) 底部安全距離確保スイッチ	—	◎
6(13) 駆動装置の主索保護カバー	—	◎

◎:設置有り

○:かご吊り車, かご下綱車のいずれか設置

III. 小型(4人乗)エレベーター

番号	検査項目	機械室無し・綱車 駆動装置上部設置 1:1ローピング	巻胴式
1(11)	減速歯車	◎	◎
2(6)	主索又は鎖の緩み検出装置	—	◎
2(7)	主索又は鎖の巻き過ぎ検出装置	—	◎
4(4)	上部緩衝器又は上部緩衝材	—	△
4(5)	頂部綱車	—	◎
4(9)	かご吊り車	—	—
4(18)	釣合おもり吊り車	—	—
6(8)	かご下綱車	—	—
6(1)	保守用停止スイッチ	—	—
6(2)	底部安全距離確保スイッチ	—	—
6(10)	釣合おもり底部すき間	◎	—
6(13)	駆動装置の主索保護カバー	—	—

◎:設置有り

△:機種により設置有無有り

(2) 検査結果表の記入要領

別記第一号 (A4)

検査結果表
(第1第1項第1号に規定する昇降機)

該当型式を○で囲む → [機械室あり、機械室なし]

氏名		検査者番号	
代表となる検査者(*)		定期検査報告書第二面第3欄に記入検査者	
その他の検査者(*)		検査者を特定できる番号、記号等	
○ 必ず該当あり	○ 該当する場合が多い	△ 該当しない場合が多い	× 該当しない
◎○△×は機種により必ずしも該当しない場合があるのであくまでも目安とすること			
検査者が一人の場合は記入しなくてよい			
昇降機番号	検査結果		
番号	指摘なし	要重点点検	要是正
機械室あり	機械室なし	既存不適格	担当検査者番号
1	機械室(機械室を有しないエレベーターにあつては、共通)		
◎ ×	(1)	機械室への通路及び出入口の戸(*)	
◎ ×	(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等(*)	
◎ ×	(3)	機械室の床の貫通部	
◎ ◎	(4)	救出装置	
◎ ◎	(5)	開閉器及び遮断器	
◎ ◎	(6)	電動機主回路接触器の主接点(*)	
		目視確認	主接点を目視により確認
		交換基準確認	フェールセーフ設計 (該当する) 該当しない
		交換基準	イ 製造者が指定する交換基準 (著しい摩耗があること) 最終交換日 平成23年3月16日 #6 ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 #6 著しい摩耗なし
ブレーキ用接触器の接点(*)		接点を目視により確認	
フェールセーフ設計 (該当する・該当しない)		最終交換日 平成22年10月27日 #B4	
交換基準		イ 製造者が指定する交換基準 (なし) 交換基準がない場合記入は不要	
ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準			
◎ ◎	(7)	ヒューズ	
◎ ◎	(8)	絶縁: 電動発電機の回路 (300V以下-300V超)	MΩ
		(*) 電動機の回路 (300V以下-300V超)	MΩ
		制御器等の回路の300Vを超える回路	MΩ
		制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路	MΩ
		制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ
◎ ◎	(9)	接地	
△ ×	(10)	階床選択機	

【注1】
 ・フェールセーフ設計でない場合
 「イ」「ロ」のいずれかを選択し、交換基準を必ず記入
 ・フェールセーフ設計の場合
 「イ」を選択し
 > 交換基準がある場合、交換基準を記入
 > 交換基準がない場合、「なし」と記入

点検事項が点検の対象エレベーターに適用されない場合は、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取り消し線で抹消する。

【記載凡例】
 ① 検査項目欄中、青字は「平成20国告第283号改正」による追加・変更を示す。
 ② 検査項目欄中、黒太字は「記入例」を示す。
 ③ 項目「(*)」は、別途解説有り
 ④ 「既存不適格(*)」(例 H26.0.4.01*) は「設置時期」で指摘する耐震既存不適格を示す。

あり 機械室 なし	機械室 なし	機械室 番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号	
				指摘 なし	要重点 点検	要是正	既存 不適格		
○	△	(11)	減速歯車						
◎	◎	(12)	綱車又は巻胴(*)	<p>綱車と主索のかかり</p> <p>イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 (例 マーキングが見えない mm) ← 例 マーキングが見える</p> <p>ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する要是正となる基準値 (例 4.5 mm) ← 例 5.0 mm</p> <p>ハ. 綱車と主索の滑り等により判定 複数の溝間の摩耗差の状況</p>	適・否				
◎	◎	(13)	軸受	<p>しゅう動面への油の付着の状況</p> <p>保持力 イ. ブレーキをかけた状態において、トルクレンチにより確認 ロ. ブレーキをかけた状態において、電動機にトルクをかけ確認 ハ. かごに荷重を加え、かごの位置を確認</p>	適・否				
◎	◎	(14)	巻上機 ブレーキ(*)	<p>パッドの厚さ</p> <p>イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (例1 5.0 mm) (例2 ブレーキキャップ 3.5mm 以上)</p> <p>要是正となる基準値 (例1 4.5mm) (例2 ブレーキキャップ 4.5mm 以上)</p> <p>ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)</p> <p>プランジャーストローク</p> <p>イ. 構造上対象外</p> <p>ロ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)</p> <p>ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)</p>	適・否				
○	○	(15)	そらせ車						
◎	◎	(16)	電動機					S56.06.01 H21.09.28 H26.04.01*	
△	×	(17)	電動発電機						
◎	◎	(18)	駆動装置等の耐震対策	可変速式の場合は定格速度のみを記入					
◎	◎	(19)	速度(*) 定格速度 (m/min)	報告書二面と同じであること。	上昇 m/min 下降 m/min				

「イ」「ロ」「ハ」のいずれかを選択し、該当するものを○で囲むこと。

該当する方を○で囲む

「イ」「ロ」を選定した場合
実測値を記入し基準値に対し判定する

「ハ」を選定した場合に
「適」「否」を判定する。

「イ」「ロ」「ハ」、又は「イ」「ロ」のいずれかを選択し、該当するものを○で囲むこと。

前回値記入不要だが、今回の実測値と前回値と比較し、次回の定期検査時若しくは定期点検時までパッドが運行に支障が生ずる厚さとなるおそれがあるときは「要是正」とする。

「イ」「ロ」「ハ」のいずれかを選択し、該当するものを○で囲むこと。

改善措置不要ブレーキの場合
・「イ」を選択。「ロ」「ハ」の基準値・実測値の記入不要
・製造者指定により、「8 上記以外の検査項目」もしくは「特記事項」に検査結果を記載する場合がある。製造者資料を確認要

要改善ブレーキの場合
・「ロ」「ハ」のいずれかを選択し、基準値に対する判定をする。
(要改善ブレーキが否かは製造者(資料)によること)
・「プランジャーストローク測定報告書」の添付が必要

要改善ブレーキが否かは製造者(資料)によること

あり	機械室	機械室	番号	検査項目	検査結果				担当検査者番号
					指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
			2	共通	定格速度が45m以下の場合 (- %)	定格速度が45m超の場合 (140%以下)	定格速度が45m以下の場合 (- %)	定格速度が45m超の場合 (130%以下)	
◎	◎	(1)	かご側調速機(*)	過速スイッチの作動速度 (定格速度の %)					
				キャッチの作動速度 (定格速度の %)					
△	△	(2)	釣合おもり側調速機(*)	キャッチの作動速度 (かご側キャッチの作動速度の %)					
			主索	径の状況					H26.0.4.01*
				最も摩耗した主索の番号 (番号を記入)					
				直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)					
				素線切れ					
				最も摩損した主索の番号 (番号を記入)					
				該当する素線切れ判定基準 ()					
				素線切れが生じた部分の断面積の割合					
				素線切れがない場合、両方を抹消する。 → 70%超 → 70%以下					
				1よりピッチ内の素線切れ数 本					
				1構成より1ピッチ内の最大の素線の切れ数 本					
				判定基準は、(注意)表1で指定の記号で記入する。(「該当なし」等の記入はマチガイ)					
◎	◎	(3)	主索又は鎖(*)	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし)					
				谷部が赤錆色に見える主索の番号 (番号を記入)					
				直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)					
				該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()					
				1構成より1ピッチ内の最大の素線の切れ数 本					
				主索本数 (本数を記入 本)					
				要重点点検の主索の番号 () 要是正の主索の番号 ()					
				鎖					
				摩耗 最も摩耗した鎖の番号 (番号を記入)					
				測定長さ ((B) mm) 基準長さ ((A) mm)					
				鎖本数 (本)					
				要重点点検の主索の番号 () 要是正の鎖の番号 ()					
				伸び率 (%) = $\frac{B-A}{A} \times 100$					
				要是正 = 1.5 % 以上					
◎	◎	(4)	主索又は鎖の張り						H26.04.01*
◎	◎	(5)	主索又は鎖及び調速機ロープの取付部						S34.01.01 S57.12.01
△	△	(6)	主索又は鎖の緩み検出装置	巻胴式エレベーターが対象					S46.01.01
△	△	(7)	主索又は鎖の巻過ぎ検出装置	巻胴式エレベーターが対象					H21.09.28
○	○	(8)	はかり装置	既存不適格 → 乗用・人荷・寝台用に限る					H21.09.28
◎	◎	(9)	戸開走行保護装置(*)						H21.09.28
◎	◎	(10)	地震時等管制運転装置(*)						
×	○	(11)	降下防止装置	駆動装置を昇降路底部に設けたものが対象					
×	△	(12)	換気設備等						
×	○	(13)	制御盤扉	昇降路内に制御盤があるものが対象(かご、釣合おもり等干渉しない場合抹消)					
			3	かご室					
◎	◎	(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床						H22.09.28
◎	◎	(2)	かごの戸及び敷居						
◎	◎	(3)	かごの戸のスイッチ	自動車用エレベーターには、かごの戸ない場合がある					H21.09.28 H22.09.28
◎	◎	(4)	床合わせ補正装置及び着床装置						
△	×	(5)	車止め、光電装置等	かごの戸がない自動車運搬用エレベーターに限る					H21.09.28
◎	◎	(6)	かご操作盤及び表示器						
△	×	(7)	操縦機						
◎	◎	(8)	外部への連絡装置(*)	荷物用及び自動車運搬用エレベーターでも、かごに人が乗り運転できる全てのエレベーターが対象。					
◎	◎	(9)	かご内の停止スイッチ						
◎	◎	(10)	用途、積載量及び最大定員の標識						H21.09.28
◎	◎	(11)	かごの照明装置						S46.01.01
○	○	(12)	停電灯装置	既存不適格 → 乗用・人荷・寝台用に限る					S56.06.01 H26.04.01
○	○	(13)	かごの床先						
			4	かご上					
◎	◎	(1)	かご上の停止スイッチ	自動車用エレベーターにはない場合がある					
○	◎	(2)	頂部安全距離確保スイッチ						
◎	◎	(3)	上部ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ						
△	△	(4)	上部緩衝器又は上部緩衝材	主に巻胴式					H26.04.01*
△	○	(5)	頂部綱車	ピット置き調速機の場合返し車(頂部返し車)は含まない					

機械室あり	機械室なし	機械室番号	検査項目	検査結果				担当検査者番号
				指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
○	○	(6)	調速機ロープ(*) 径の状況 直径(mm) 未摩耗直径(mm) % 素線切れ 該当する素線切れ判定基準 () ← 判定基準は、(注意)表1で指定の記号で記入する 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 ・ 70%以下 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり ・ なし) ← 谷部赤錆色「あり」の場合判定基準を、(注意)表2の指定の記号で記入 直径(mm) 未摩耗直径(mm) % 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()					
				2(3)主索の判定方法と同じ 釣合いおもり側非常止め装置付きの場合「8. 上記以外の検査項目」に検査項目と判定を記入				
○	○	(7)	かごの非常救出口	天井と側部救出口の両方があるものは既存不適格				
◎	◎	(8)	かごのガイドシュー等			S46.01.01 H21.09.28		
○	○	(9)	かご吊り車			H26.04.01*		
◎	◎	(10)	ガイドレール及びビレールブラケット			H21.09.28 H24.08.01		
◎	◎	(11)	施錠装置(*)			H24.06.07		
◎	◎	(12)	昇降路における壁又は囲い	1.8m以下に設置の点検口含む				H21.09.28
◎	◎	(13)	乗り場の戸及び敷居			H21.09.28		
◎	◎	(14)	昇降路内の耐震対策			S56.06.01 H21.09.28*		
◎	◎	(15)	移動ケーブル及び取付部			H26.04.01*		
◎	◎	(16)	釣合おもりの各部	巻胴式エレベーターは抹消				
該当する型式を○で囲む → 型式 早ぎき式 ・ 次第ぎき式 ・ スラックロープ式								
		(17)	釣合おもり非常止め装置(*) 作動の状況 イ. 無載積の状況において非常止め作動時にブレーキを開放して確認 ロ. 非常止め動作時に綱車が空転することを確認又は空転検知を示す発光ダイオード、信号等により確認 ハ. 非常止め動作時にかごを持ち上げ、主索の緩みを確認 ニ. スラック式にあっては、主索又は鎖を緩めた後に釣合いおもりが動かず、主索又は鎖が緩んだままであることを確認					
○	◎	(18)	釣合おもりの吊り車	巻胴式エレベーターは抹消				
◎	◎	(19)	かごの戸の開閉機構	手動式の場合は対象外、自動車用も無い場合がある				
◎	◎	(20)	かごの枠					
5 乗り場								
◎	◎	(1)	押しボタン等及び表示器					
◎	◎	(2)	非常解錠装置					
△	△	(3)	乗り場の戸の遮煙構造			H14.06.01		
△	△	(4)	昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造	オープンタイプのエレベーターが対象				
×	○	(5)	制御盤扉	三方枠に制御盤がある場合				
6 ピット								
×	○	(1)	保守用停止スイッチ	駆動装置等を昇降路底部に設けたものが対象				
×	○	(2)	底部安全距離確保スイッチ	駆動装置等を昇降路底部に設けたものが対象				
◎	◎	(3)	下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ					
◎	◎	(4)	緩衝器又は緩衝材(*) 型式 ばね式 ・ 油入式 ・ 緩衝材 ← 該当する型式を○で囲む 劣化の状況 適 ・ 否 作動の状況 (油入式のものに限る。) 適 ・ 否 油量の状況 (油入式のものに限る。) 適 ・ 否					
◎	◎	(5)	張り車	ピット置き調速機の場合の頂部返し車も含む				
◎	◎	(6)	ピット床					

機械室あり	機械室なし	機械室番号	検査項目	検査結果				担当検査者番号
				指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
◎	◎	(7)	かご非常止め装置(*) 型式: 早ぎき式・次第ぎき式・スラックロープ式 作動の状況 イ. 釣合いおもりよりかごが重い状態において非常止め作動時にブレーキを開放して確認 ロ. 非常止め作動時に綱車が空転することを確認又は空転検知を示す発光ダイオード、信号等により確認 ハ. 非常止め作動時に釣合いおもりを持ち上げ、主索の緩みを確認 ニ. スラック式にあっては、主索を緩めた後にかごが動かず、主索が緩んだままであることを確認					
△	○	(8)	かご下綱車					
△	△	(9)	釣合ロープ又は釣合鎖及び取付部					
◎	◎	(10)	釣合おもり底部すき間(*) (巻胴式エレは対象外) 緩衝器形式: ばね式・油入式・緩衝材 mm 制御方式: 交流1(2)段制御・その他 前回の定期検査時 (mm)					
◎	◎	(11)	移動ケーブル及び取付部					
◎	◎	(12)	ピット内の耐震対策					
×	○	(13)	駆動装置の主索保護カバー					S56.06.01 H21.09.28*
◎	◎	(14)	かごの枠					
7 非常用エレベーター(*)								
△	×	(1)	かご呼び戻し装置					
△	×	(2)	一次消防運転					
△	×	(3)	二次消防運転	二次消防運転時の速度	60m/min以上	m/min		
△	×	(4)	予備電源切替え回路	昇降機側に電源切り替え回路がない場合は抹消				
△	×	(5)	その他					
8 上記以外の検査項目(*)								

特記事項(*)

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容	改善(予定)年月

共通		
<p>① この書類は、昇降機ごとに作成する。</p> <p>② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添える。</p> <p>③ 「昇降機番号」欄には、定期検査報告書第二面5欄の番号を記入する。</p> <p>④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象のエレベーターに適用されないことが明らかなものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消する。</p> <p>⑤ 検査結果欄の「要是正」「要重点点検」「指摘無し」は「平成 20 年国土交通省告示第 283 号 別表第1 かごを主索又は鎖で吊るエレベーター『(に)判定基準』(第1章 P51～69 参照)に従い判定をする。</p>		
検査者欄		
<p>① 「当該検査に関与した検査者」欄は、定期検査報告書第二面3欄に記入した検査者について記入する。</p> <p>② 「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入する。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除する。</p> <p>③ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しない。</p>		
1(1) 機械室への通路及び出入口の戸		16 年業務基準書 P219～P220 参照
<p>① 機械室の出入口戸、手すり、通路、階段の状況を確認する。次の場合は「要是正」となる。</p> <p>a) 出入口戸: 解錠若しくは施錠ができない場合</p> <p>b) 出入口: 幅 70cm 未満, 高さ 1.8m 未満</p> <p>c) 機械室に通ずる階段: けあげ 23cm 以上, 踏面 15cm 未満, 当該階段の両側に側壁又はこれに代わるものがない場合において手すりがないとき</p> <p>d) 機械室までの通路: 高さ 1.8m 未満 又は幅 0.7m 未満</p>		
1(2) 機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等		16 年業務基準書 P220～P221 参照
<p>① 換気設備とは、空調設備、換気扇、ガラリをいう。次の場合は「要是正」となる。</p> <p>a) 昇降機以外の設備等が定期検査等に支障がある場合</p> <p>b) 漏水が機器に達している、又は窓が破損している場合</p> <p>c) 機器の作動に影響を与えるおそれのある汚損がある場合</p> <p>d) 照明装置が正常に作動しない場合</p> <p>e) 換気上有効な開口部又は換気設備がない・不動作の場合</p> <p>f) 換気扇の起動設定温度が適切に設定されていない場合</p>		
1(6) 制御器(接触器、継電器及び運転制御用基板)		16 年業務基準書 P222～P225 参照
<p>① 接触器の判定は、別表第1で指示されているとおり目視と交換基準の2つで判定する必要がある。 告示 別表第1 [16 年業務基準書 P65・66]</p>		
(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。
ブレーキ用接触器の接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。

1(6) 接触器、継電器及び運転制御用基板

16年業務基準書 P222～P225 参照

② 検査項目の解説

(6)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路接触器の主接点	
			主接点を目視により確認 (A)	適・否・確認不可
			(B) フェールセーフ設計 (該当する・該当しない)	(D) 最終交換日 年 月 日
			(C) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 ()	(E) 「その他必要と考える事項」

[注記] 「ブレーキ用接触器の接点」も同様

(A) 目視確認

別表1(に)欄の判定基準にて
 ・該当せず：「適」
 ・該当する：「否」
 ・目視確認できず：「確認不可」

(B) フェールセーフ設計

製造者資料^(※)により該当有無を選択する ⇒ 検査判定はない
 (※) 製造者公開(ホームページ等)されている技術資料

【注記】

フェールセーフ設計が判断できない場合は「該当しない」を○で囲む

(C) 交換基準

イ：製造元が指定する交換基準^(※)を記入
 ① 交換基準が複数ある場合は、夫々を記入
 ② 製造者交換基準を定めていない場合は「なし」と記入(「イ」に○無し、()内空欄はダメ)

(※) 製造者公開(ホームページ等)の技術資料より記入

ロ：製造元が倒産等により製造者が指定する交換基準を知りえない場合に検査者が記入(交換基準が複数指定する場合は、夫々を記入)

【注記】

① フェールセーフ設計と交換基準

フェールセーフ設計が「該当する」の場合は交換基準を定める必要なし。但し、フェールセーフ設計の場合でも製造者が交換基準を示していれば検査対象となる。

(16年業務基準書 223 頁 「○判定基準の解説 6」)

② 交換基準の判定

交換基準に製造者が「著しい摩耗があること」を定めているにも関わらず、接触器の接点状態を確認できない場合は「要是正」とする。

(D) 最終交換日(※)

(※) 交換とは、本体一式交換の他に接点の交換も含む

- ① 交換した最終日を[上段]に記入
 - a) 交換日を知りえない場合は設置日又は使用開始日を記入
 - b) 一度も交換していない場合は設置日又は使用開始日を記入
 - c) 製造者が最終交換日を記入する接触器を指定している場合は、その接触器の最終交換日及び名称を記入
- ② ①の最終交換日の接触器名称を[下段]に記入
- ③ (同一交換基準)接触器が複数ある場合
交換日が最も古い接触器を選択し、その接触器の最終交換日を上段、接触器名称を下段に記入
- ④ (異なる交換基準)接触器が複数ある場合
各交換基準の中で、最も古い接触器を選択し、その接触器の最終交換日を上段、接触器名称を下段に夫々記入(書ききれない場合は「特記事項」又は別添用紙に記入)

(E) 「その他必要と考える事項」

- ① 交換基準で判定した結果を記入(同一交換基準)
対象となる接触器が複数ある場合には、交換基準に最も早く達すると予測される接触器を選択し、その接触器との名称と判定した結果を記入する。
- ② 交換基準が異なる場合
交換基準毎に判定し、それぞれの接触器名称及び判定した結果を記入する。
- ③ 交換基準が使用年数でない場合
最終交換日の接触器が最も早く作動回数等の交換基準に達するとは限らないので、最終交換として選択した接触器と交換基準で判定した接触器は(同一でも)それぞれ記入する。
- ③ 「その他必要と考える事項」を記入(検査者判断 フリー)

1(6) 接触器、継電器及び運転制御用基板

16年業務基準書 P222～P225 参照

③「最終交換日」と「交換基準に対する結果」記入例 [16年業務基準書 P224]

No	事象	交換基準	最終交換日 その他必要と考える事項
(1)	同一交換基準で接触器が複数ある場合 (交換基準 使用年数)	一番古い接触器の交換日 A:平成27年10月1日 B:平成28年12月1日 C:平成25年6月1日	最終交換日 平成25年6月1日 C C:4年
(2)	接触器の交換日が不明の場合 (交換基準 使用年数)	昇降機の設置日、又は使用開始年月日となる。	最終交換日 昭和60年10月1日 A A:32年
(3)	交換基準:作動回数	交換基準 (作動回数100万回)	最終交換日 平成27年10月1日 A A:70万回
(4)	交換基準:2つある場合	交換基準 (10年もしくは100万回)	最終交換日 平成27年10月1日 A A:6年, 80万回
(5)	交換基準:作動回数 複数接触器中 使用年数より作動回数が多い場合	交換基準 (作動回数100万回) A:平成27年10月1日 作動回数70万回 B:平成28年12月1日 作動回数30万回 C:平成25年6月1日 作動回数50万回	最終交換日 平成25年6月1日 C A:70万回
(6)	交換基準: 接点の状態確認	交換基準 (著しい摩耗があること) (注意)「目視」という基準はない!	最終交換日 平成27年4月1日 A B:著しい摩耗なし
(7)	交換基準が異なる場合	交換基準 (5年, 10年)	最終交換日 平成27年4月1日 平成26年10月1日 上段:A 下段:B A:1年 B:2年
(8)	カッコ内に書ききれない場合	交換基準 (特記事項もしくは別添)	最終交換日 平成27年4月1日 A 特記事項欄もしくは別添に記入

④【特記事項・別添】フォーマットが指定されていないので必要事項が漏れなく記載されていれば良い
 <例>複数交換基準とその基準毎に接触器が複数あった場合

No	交換基準	最終交換日(上段:最終交換日 下段:接触器名称)	該当基準毎の接触器接触器 (記入不要)
		その他必要と考える事項	
1	5年	平成27年10月1日 A A:2年	A, B, C
2	10年	平成26年6月1日 D D:3年	D, E
3	作動回数 100万回	平成25年4月1日 F G:70万回	F, G
4	著しい摩耗があること	平成25年4月1日 H H:著しい摩耗なし	H, I, J

1(6) 接触器、継電器及び運転制御用基板

16年業務基準書 P222～P225 参照

⑤ 1(6) のそれぞれの検査判定のうち最も悪いものが1(6)項目の検査結果となる。

A) 目視による判定	a)「適」		「指摘なし」
	b)「否」	i)「著しい摩耗あり」	「要是正」
		ii)「変形あり」	「要重点点検」
B) 交換基準による判定	a) 交換基準内にある		「指摘なし」
	b) 交換基準を超えている		「要是正」
	c) 製造者が交換基準を「著しい摩耗」としているが接点状況を確認できない場合		「要是正」

1(8) 絶縁

16年業務基準書 P225～P226 参照

該当する回路及び電圧区分を○で囲んだ上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入する。

回路の絶縁抵抗値(JIS A 4302-2006)

回路の用途	回路の使用電圧	絶縁抵抗値
電動機の回路	300Vを超えるもの	0.4MΩ以上
	300V以下のもの	0.2MΩ以上
制御回路 信号回路 照明回路	150Vを超え300V以下のもの	0.2MΩ以上
	150V以下のもの	0.1MΩ以上

1(12) 綱車又は巻胴

16年業務基準書 P228～P229 参照

① 「イ」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入する。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、点検者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ」を○で囲んだ上で、左欄に要是正となる基準値を記入する。また、綱車と主索の滑り等により判定した場合は、「ハ」を○で囲む。

② 巻胴式の場合

「綱車と主索のかかり」「複数の溝間の摩耗差の状況」は対象外のため斜め線で検査項目を抹消。但し、それ以外の検査項目(「回転」「欠損・き裂」の確認)は実施し判定をすること。

(12)	巻上機	綱車又は巻胴	綱車と主索のかかり イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 () mm ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する要是正となる基準値 () mm ハ. 綱車と主索の滑り等により判定 複数の溝間の摩耗差の状況	mm	「回転、欠損・き裂」の確認
					斜線で抹消
					適・否

1(14) 巻上機「ブレーキ」

16年業務基準書 P230～P236 参照

ブレーキは、油の付着、取り付け、制動力、保持力、パッドの厚さ、パッドとドラム及びディスクの接触状況、ブレーキ制動時のプランジャー状況、ブレーキコイルの発熱、構成機器の作動状況、摩耗粉の状況、作動時の状況の検査をする必要がある。

① 「しゅう動面への油の付着の状況」は、目視によりドラム又はディスクのパッドのしゅう動面に制動力又は保持力に影響を与えるおそれがある油の付着を確認し、「適」「否」の判定を行う。

パッドのしゅう動面を目視確認できない構造のもので、パッド外周に油が付着し粉塵が固着しているときは総合的に判断し改善が必要と判断した場合は「要是正」とすること。

② 「保持力」には、該当する検査方法を選択し、「イ」から「ハ」のうち該当するものを○で囲む。なお、従来の(無積載運転時のブレーキ制動距離により確認)の方法で検査する場合は、「ハ」を選び、前回検査時の無積載での数値を必ず確認したうえで判断すること。

1(14) 巻上機「ブレーキ」

16年業務基準書 P230～P236 参照

③ 「パッドの厚さ」

a) 基準値と検査実測値比較による判定

製造者が指定する基準値は、「イ」を○で囲んだ上で、製造者が指定する要重点点検、及び要是正となる基準値を記入する。検査実測値は、右欄に記入し、基準値と比較し判定をする。製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない場合は、「ロ」を○で囲んだ上で、点検者が要重点点検、要是正の基準値を設定し記入する。

b) 前回値との比較確認

検査時に製造者の基準を満たしていても、前回検査からのパッドの摩耗量(初回検査の場合は初期値)を今回検査時の厚みから引いた場合に、次回検査までに「要是正」の厚さとなる恐れのある場合は、「要是正」と判定すること。前回検査時の値は、前回検査の検査結果表の値、もしくは前回検査の同一検査会社の場合は、その会社の蓄積データを用いてもよい。

前回検査(初回検査の場合は初期値)の測定値を確認できない場合は「要重点点検」と判定すること。

④ ブランジャーストローク

a) ブランジャーストローク測定は、要改善ブレーキ^(※1)に該当するブレーキに対して実施する。

(※1) 要改善ブレーキ

イ) ブランジャーの移動が拘束される、又はブレーキスプリングのばね力により推力が低下する可能性のある構造のブレーキを有するもので、これら安全確保のための改善措置が必要である構造のブレーキをいう。具体的には、事務連絡に示すフローに基づき製造者等が示すもの。[国土交通省住宅局建築指導課 事務連絡(平成28年11月1日)抜粋]

ロ) 要改善ブレーキの確認は、製造者公開の技術資料によること。不明な場合は製造者に確認すること。

b) 要改善ブレーキ指定以外のブレーキは、

構造上対象外として、「イ」を○で囲む。1(14)項でのブランジャーストローク測定・記入は不要。但し、製造者が検査を指定する場合は、「上記以外の検査項目」「特記事項」欄に製造者指示に従い記入する^(※2)。

c) 要改善ブレーキは

イ) 製造者が指定する基準値は、「ロ」を○で囲んだ上で、製造者が指定する要重点点検、及び要是正となる基準値を記入する。検査実測値は、右欄に記入し、基準値と比較し判定をする。製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない場合は、「ハ」を○で囲んだ上で、点検者が要重点点検、要是正の基準値を設定し記入する。

ロ) 当該年度分(4回測定)の「ブランジャーストローク測定報告書」を定期検査時に添付し報告すること。また改修にて安全対策を行い要改善ブレーキ対象外となった場合は「ブランジャーストローク測定報告」に改善内容を記載し、定期検査時に報告すること。

【参考】国土交通省住宅局建築指導課 「国住昇第32号」

東京都都市整備局市街地建築部「29都市建企第324号」を参照のこと。

(※2) 製造者が引きずり防止、ひきずり検出(ブレーキスイッチ、ブレーキ引きずり検知温度センサー、ブレーキスプリング調整等)に対する検査方法、判定基準、交換基準を設定している場合は、製造者が指定する要是正又は要重点点検となる基準により判定すること。報告書には、「上記以外の検査項目」「特記事項」欄に製造者指示に従い記入する。

< 記入例 >

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不 適 格	
8	上記以外の検査項目					
(1)	1(14)「ブレーキ対策」 ブレーキスイッチの動作確認	○				

【注記】 製造者によっては「特記事項」欄に記入する指示もある。製造者公開の技術資料により記入のこと。

1(19) 速度

16年業務基準書 P241 参照

定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の実測速度を記入する。

2(1) かご側調速機 及び2(2)「釣合おもり側調速機」

16年業務基準書 P241～P245 参照

- ① 右欄には検査の測定値を記入し、左欄には、かご側調速機にあつては、作動速度の測定値の定格速度に対する割合、釣合おもり側調速機にあつては、作動速度の測定値のかご側キャッチ作動速度に対する割合を記入する。

② 調速機の作動速度

定格速度	過速スイッチの作動速度	キャッチの作動速度
45m/min 以下	63m/min 以下	過速スイッチと同じ 又は、68m/min 以下
45m/min 超	定格速度の130%以下	定格速度の140%以下

「2(2) 釣合おもり側調速機」の作動速度は
かごのキャッチ速度より大きく、かつ110%以下

- ③ パルス型 スラックロープ式非常止め[小型エレベーター(定員5人以下)対象]
過速スイッチの作動速度のみ判定し記入。キャッチ作動速度は抹消

2(3) 主索又は鎖

16年業務基準書 P245～P252 参照

- ① 「径の状況」には、最も摩耗した主索の番号を記入するとともに、最も摩耗が進んだ部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入する。また、右欄に最も摩耗が進んだ部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入する。
- ② 主索(もしくは鎖)を新規に交換した直後等で、すべての主索に摩耗や疲労がない場合の報告においては次のように「主索(鎖)の摩耗なし」と記載してもよい。

■ 検査結果表 記入

番号	検査項目			
(3)	主索又は鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (主索の摩耗なし) 直径 (— mm) 未摩耗直径 (— mm)	— %

[注意]別添 1 様式は下図例のとおり、主索の番号は「撮影した主索(鎖)の番号」、特記事項に「主索(鎖)の摩耗なし」と記入する。

別添1様式

主索又は鎖 最も摩耗もしくは摩損した主索もしくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部 が赤錆色に見える主索の番号(5)	点検結果 <input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> 要重点点検 <input type="checkbox"/> 指摘なし
写真貼付	特記事項 主索(鎖)の摩耗、摩損及び錆びた摩耗粉なし。

- ③ 「素線切れ」には、最も摩損した主索の番号を記入するとともに、該当する素線切れ判定基準及び素線切れが生じた部分の断面積の割合を記入し、該当するものを○で囲む。「1よりピッチ内の素線切れ数」には、最も素線切れが多い1ピッチ内の素線切れ数を記入する。「1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数」には、1ピッチ内で最も素線切れが多い1構成よりの素線切れ数を記入する。
- 「素線切れ判定基準」は、以下表1に従って素線切れ判定基準の記号を記入する。

表1 素線切れ判定基準の記号

以下の a と b の記号を組み合わせることで記入すること。
a 素線切れの判定記号
1 素線切れが平均に分布する場合
2 素線切れが特定の部分に集中している場合
3 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70%以下である場合
4 谷部で素線切れが生じている場合
b 判定結果の記号
イ 要是正判定の場合
ロ 要重点点検判定の場合
ハ 指定なしの場合

2(3) 主索又は鎖

16年業務基準書 P245～P252 参照

- <記入例> <例1>素線切れが平均的に分布する場合で、判定が要是正であった場合
 該当する素線切れの判定基準 (1-イ)
 <例2>素線切れが平均的に分布する場合で、判定が要重点点検であった場合
 該当する素線切れの判定基準 (1-ロ)
 <例3>素線切れが特定の部分に集中している状況であるが、指摘なしの範囲である場合
 該当する素線切れの判定基準 (2-ハ)
 <例4>素線切れが全くなく、指摘なしの場合
 該当する素線切れの判定基準 (ハ)

- ③ 「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がない場合には「なし」を、ある場合には「あり」を○で囲む。
 「あり」を○で囲んだ場合は、その「主索の番号」及び該当する「錆及び錆びた摩耗粉の判定基準」を記入するとともに、「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径」と「綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径」を記入する。また、右欄に「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径」の「摩耗していない部分の直径」に対する「割合」及び谷部が赤錆色に見える主索の「1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数」を記入する。なお、「錆及び錆びた摩耗粉の判定基準」には、下記表2に従って錆及び錆びた摩耗粉の判定基準の記号を記入する。

表2 錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号

以下の a と b の記号を組み合わせて記入すること。

a 錆及び錆びた摩耗粉の判定記号

- 1 錆びた摩耗粉が多量に付着している場合
- 2 点状の腐食が多数生じている場合
- 3 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の錆が無い部分の直径に対する割合が94%未満である場合
- 4 錆びた摩耗粉により谷部赤錆色に見える部分がある場合

b 判定結果の記号

- イ 要是正判定の場合
- ロ 要重点点検判定の場合
- ハ 指定なしの場合

- <記載例> <例> 錆びた摩耗粉が多量に付着している場合で、判定が要是正であった場合
 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (1-イ)

【参考】

主索(鎖)及び調速機に対する「摩耗」「摩損」及び「錆び」に対する判定は「(4)主索又は鎖・調速機ロープの判定」(P416)一覧表を参照。

- ④ 「主索本数」には、主索の本数を記入する。また、「要重点点検の主索」及び「要是正の主索」には、それぞれ該当するすべての主索番号を記入する。
- ⑤ 「鎖」の「伸び」には最も摩耗した鎖の番号を記入するとともに、「測定長さ」には、その鎖の最も摩耗した部分の長さを、「基準長さ」には、鎖車にかからない部分で摩耗していない鎖の長さを記入する。また、右欄に現在の長さの基準長さに対する伸び率を記入する。
- ⑥ 「鎖」の「鎖本数」には、鎖の本数を記入する。また、「要重点点検の鎖」及び「要是正の鎖」は、それぞれ該当するすべての鎖番号を記入する。

鎖の判定

- a) 主索に著しい損傷、変形(キンク・傷・よりの不整)が発生し異常音等がある場合は「**要是正**」
- b) 鎖の著しい損傷、変形、ねじれ、腐食等がある場合は「**要是正**」
- c) 主索及び鎖の張りが著しく不均等の場合は「**要是正**」
- d) 鎖の伸びが1.5%以上の場合は「**要是正**」
- e) 鎖(リンク内)の給油が適切でない場合は「**要重点点検**」

2(3) 主索又は鎖	16年業務基準書 P245～P252 参照
<p>⑦ 別添1様式の写真添付について 2(3)「主索又は鎖」において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最も摩耗した主索又は鎖として指摘した写真 ・最も摩損した主索として指摘した写真 ・錆びた摩耗粉により赤錆色に見える主索として指摘した写真 <p>の3枚の写真をそれぞれ別添 1 様式に従い添付する。ただし、同一位置の場合は省くことができる。[詳細 別添1様式 P471～ 参照]</p>	
2(9) 戸開走行保護装置	16年業務基準書 P256～257 参照
<p>① (第二面)の備考に大臣認定番号・名称を記入する。</p> <p>② 認定をうけた「検査の事項・方法」及び「判定基準」を記載した「戸開走行保護装置検査結果表」(製造者公開)にて基準を満たしていれば「指摘なし」と判定する。</p> <p>③ 「戸開走行保護装置結果表」は、定期検査報告書に添付する。</p>	
2(10) 地震時等管制運転装置(概要)	16年業務基準書 P257～260 参照
<p>① 設置が不要となるエレベーター</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 乗用、人荷用、寝台用において、昇降行程が7m以下のエレベーター b) かご内操作盤が無く人が乗らない「荷物用エレベーター」及び「自動車用エレベーター」 (但し、かご内操作盤が有るものは地震時管制運転装置の設置が必要) c) 段差解消機、いす式階段昇降機 <p>② 地震時等管制運転装置</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 必要とする仕様項目 P波地震感知器及びS波地震感知器と連動した地震管制運転 かご内への運転情報の表示、予備電源の設置 b) 現行法規を満足していないとして「既存不適格」とする項目 <ul style="list-style-type: none"> イ) P波地震感知器及びS波地震感知器の設置 ⇒ P波・S波地震感知器が設置されていない ロ) かごを自動的に乗場戸のある位置に停止させ、かつかごの戸を開き、又かご内から開くことができる。(地震時管制運転) ⇒ これらの機能がない。 ハ) 自家発電設備又は停電時着床装置を有していない。 ニ) かご内に運転情報の表示装置がない。 	
3(8) 外部への連絡装置	16年業務基準書 P270 参照
<p>① 確認申請書に記載のない保守契約上で取り付けられた通信装置、監視装置は検査の対象ではない。</p> <p>② 建物側の改修等により、以下のような状況で機能を果たせない場合は「要是正」となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 確認申請時に記載された外部連絡装置が取り外されている場合 b) 検査時に容易に立ち入ることのできない場所(施錠された管理室等)に外部連絡装置が設置され、確認が出来ない場合 c) シャッター等で覆われた場所に外部連絡装置が設置され立ち入ることが出来ない場合 	

4(6) 调速機ロープ 16年業務基準書 P278～P280 参照

- ① 「调速機ロープ」には、素線切れ数を記入することを除き、2(3)に準じて記入する。
- ② 釣合い錘側に非常止め装置がつく場合、「8. 上記以外の検査項目」に釣合い錘側调速機ロープの検査項目を追記し判定する。

<記入例1> 検査項目を1行毎に記載した例

8	上記以外の検査項目
	4(6)调速機ロープ(釣合おもり側)
	径の状況
	直径(mm) 未摩耗直径(mm)
	素線切れ
	該当する素線切れ判定基準 ()
	素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 ・ 70%以下
	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり ・ なし)
	直径(mm) 未摩耗直径(mm)
	該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()

<記入例2> 検査項目を複数纏めて記載した例

8	上記以外の検査項目
	4(6)调速機ロープ(釣合おもり側)
	径の状況 直径(mm) 未摩耗直径(mm) (%)
	素線切れ 該当する素線切れ判定基準() 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 ・ 70%以下
	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり ・ なし)
	直径(mm) 未摩耗直径(mm) (%) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準()

4(11) 施錠装置 16年業務基準書 P282～285 参照

- ① 「施錠装置」とは、乗場戸等に設けられたインタロックスイッチをいう。
- ② 乗場戸、非常着床用出入口の施錠装置が対象となる。なお、昇降路救出口、エレベーター用点検口、煙感知器点検口のスイッチ本体の作動状況は本項の判定に含まれる^(※)。
- ③ 煙感知器点検口

- a) スイッチが設けられている場合に限り検査対象となり、スイッチが作動しない場合は「**要是正**」となる。
(煙感知器点検口スイッチは法令で定められていないため。従来はスイッチ不付きの場合に「既存不適格」としていたが「既存不適格」項目から対象外に改訂された。)
- b) スイッチが設置されていない場合の施錠装置としての判定は「4(12) 昇降路における壁又は囲い」での確認項目となる。

(※) 昇降路救出口、エレベーター点検口、煙感知器点検口の施錠装置としての検査は「4(12) 昇降路における壁又は囲い」項目で判定する。[16年業務基準書 P283 表による]

4(17) 6(7) 非常止め装置 16年業務基準書 P294～P295・P307～P309 参照

- ① 該当する非常止め装置の形式を○で囲む
- ② 定格速度に応じて使用される非常止め装置

定格速度(m/min)	形式
45m/min以下	早ぎき式 (次第ぎき式のものもある。)
	调速機がない場合はスラックロープ式
45m/min超	次第ぎき式 (おもり側に限り60m以下はスラック式でも可)

- ② 「作動の状況」には、該当する確認方法を選択し、「イ」から「ニ」のうち、該当するものを○で囲む。巻胴式エレベーターの場合は「釣合いおもり」を削除し読み替え選択する。

6(4)緩衝器又は緩衝材 16年業務基準書 P304～P305 参照

- ① 「緩衝器又は緩衝材」の「型式」には、該当するものを○で囲む。
- ② 「劣化の状況」「作動の状況」及び「油量の状況」には、告示別表第 1(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲み判定する

別表第 1

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
6	4	緩衝器及び緩衝材	設置及び取付けの状況	目視及び触診により確認する。	制動装置告示第 2 号第六号の規定に適合しないこと又は取付けが堅固でないこと
			劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
			作動の状況(油入式のものに限る。)	圧縮した後、復帰することを確認する。	復帰しないこと。
			油量の状況(油入式のものに限る。)	目視によりオイルゲージ等を確認する。	イ. 油量が定量でないこと。 ロ. ドレン部から油漏れがあること。

- ③ 「平 12 建告第 1423 号第 1 項第二号」に定められたエレベーター(5m 以下の極低昇降行程, 15m/min 以下の低速度, 1.5m² 以下の小面積)は、「平 12 建告第 1423 号第 3」に制動装置の構造方法が定められ緩衝器の設置が不要とされているので、当該機種は検査対象外となる。

6(10)釣合おもり底部すき間 16年業務基準書 P311 参照

- ① 「かご、釣合おもりと緩衝器の距離」の規定値を満たしていない場合 ⇒ 「要是正」
- ② 該当する緩衝器形式及び制御方式を○で囲んだ上で、前回の定期検査時の値を(mm)に記入する。なお、初回の定期検査の場合^(※)又は前回の定期検査時の値が確認できない場合は、(mm)内に「-」を記入する。
(※)工事完了検査より 2 年以内で、完了検査時の値が分かれば前回値として記入する(下表 e)。

- ③ 検査日での前回値の記載と判定

No	検査	前回値	備考
a)	前年度実施	前年度 実測値	
b)	前年度未実施	(-)	前年度未実施は前回値不明と同じとなる。
c)	前回値が不明の場合	(-)	前回値不明な場合は「要重点点検」指摘とする
d)	リニューアル (油圧⇒ロープ, 機械室有⇒無)	リニューアル完了検査時 実測値	
e)	初回定期検査 (完了検査から 2 年以内の場合)	完了検査時 実測値	
f)	初回定期検査 (完了検査から 2 年を超える場合)	(-)	完了検査から 2 年超の時は前回値を不明扱いとする。 前回値不明な場合は「要重点点検」指摘とする

- ④ 次回点検までに規定値を確保できない場合⇒「要重点点検」指摘とする

〈例〉油圧緩衝器の場合

[前回値 50mm]⇒[今年度実測値 20mm]

⇒ 今年度変化は △30mm であるが、来年度 同じ変化量が発生すると緩衝器にぶつかる可能性がある。
このため、このような場合は「要重点点検」指摘とする。

- ⑤ かご、釣合おもりと緩衝器の距離

定格速度 (m/min)		最小距離 mm	
		かご、釣合おもり側	その他
ばね緩衝器 緩衝材	7.5以下	75	38
	7.5を超え15以下	150	75
	15を超え30以下	225	115
	30を超えるもの	300	150
油入緩衝器		すき間があること	

■ 緩衝器形式

定格速度	形式
60m 以下	ばね式 (油入式もある)
60m 超	油入式

7 非常用エレベーター	16年業務基準書 P314～P318 参照
<p>7(3) 二次消防運転 二次消防運転時の速度の測定結果を右欄に記入する。</p> <p>7(4) 予備電源切替え回路 切替え回路が無い場合が多い。</p> <p>7(5) その他 中央管理室とかご連絡装置の作動の状況等を確認すること。</p>	
8 上記以外の検査項目	
<p>① 第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき、又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し検査結果等を記入する。なお、これらの項目がない場合は、8は削除してもよい。</p> <p>② 対象部分の名前、検査方法、検査結果等を記入する。</p> <p>③ 特殊な構造を有するエレベーターの追加検査項目、及び記入例は P422～424 を参照。</p> <p>④ 巻上機ブレーキのプランジャーストロークに対する製造者指定の検査項目は1(14)の解説を参照。</p> <p>⑤ 釣合おもり側調速機ロープ検査項目については4(6)の解説を参照。</p>	
別添 1・2 様式	
<p>別添1, 2様式に次の検査項目の写真の掲載と状況を記載する。(詳細 第7項別添様式 P471～を参照)</p> <p>① 別添1の様式に従い、下記写真を添付する。</p> <p>a) 2(3)「主索又は鎖」において、最も摩耗した主索又は鎖として掲げたもの、最も摩損した主索として掲げたもの及び錆びた摩耗粉により赤錆色に見える主索として掲げたものに関する写真(※)を添付する。但し、同一位置の場合は一枚の写真でよい。 (※)「錆」写真はカラーとする。</p> <p>b) ブレーキパッドの状況に関する写真を添付する。</p> <p>② 別添2様式に従い、下記写真を添付する。</p> <p>a) 主索又は鎖・ブレーキパッドを除く「要是正」又は「要重点点検」とされた検査事項(既存不適格の場合を除く。)における要是正又は要重点点検と指摘した写真</p> <p>b) 「その他」改善要望する装置・部品の写真</p>	

(3) 「特記事項」の記入要領

検査結果表「特記事項」欄 (次頁「特記事項」記入例を参考とすること)

① 「特記事項」欄は、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(年月)」欄に当該年月を()書きで記入する。

② 次の項目は、「特記事項」欄に記載が必要である。

a) 「要是正」「要重点点検」の具体的指摘, 改善内容 [必須]

b) 設置時期で判断する耐震関係既存不適格は、「耐震関係は [必須]
設置時期で既存不適格」と記入する。

b) 「既存不適格」の具体的指摘, 改善内容 等 [必須ではないが記載するのが望ましい
記載する場合、全既存不適格を記入する]

c) 地震時等管制運転装置が昇降行程 7m 以下で対象外の時 [必須]

d) 6(10)すき間 前回値よりプラス 100mm 以上となった場合の理由 [必須]

e) ピット冠水、昇降路入室できない場合の測定不可項目 [必須]

f) 巻上機ブレーキの「プランジヤーストロック」検査項目において [必須]
製造者が指定する項目

【記載上の注意】

イ) 「要是正」「要重点点検」指摘の際は、次の内容を明記する。(「特記事項」記入例参照)

- ・ 該当する検査項目の番号
- ・ 「検査項目」欄には、検査項目と指摘レベル(「要是正」もしくは「要重点点検」)
- ・ 「指摘の具体的内容等」欄には、指摘した判定理由が明確に分るように記入する。

<例> 6(6) ピット漏水による機器の発錆あり (要是正) [「ピット漏水」だけでは説明不足]

1(2) 機械室に荷物有り定期点検作業に支障あり (要是正) [「機械室に荷物有り」だけでは説明不足]

ロ) 「既存不適格」を記入する際は、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入する。「指摘の具体的内容等」欄には「既存不適格」とした具体的内容を記入する。

ハ) 説明文章

- ・ 昇降機装置名、部品名等の社内用語はさけ、共通な用語を用いる。
- ・ 具体的に記入する。
- ・ 平易な表現とする。

③ 「その他」要望事項

法令で設置が義務づけられていない装置に不具合が発生した場合、「その他」事項として「特記事項」に記載し、管理者(所有者)へ改善要望を行う。

「その他」での要望事項は別添2様式の添付を必須としないものの、状況を明確する上でも添付が望ましい。

<例> 停電時自動着床装置のバッテリー劣化など

■「特記事項」記入例

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
「要是正」「要重点点検」指摘の記載例					
1(4)	救出装置 (要是正)	制動装置開放の状況	バッテリー劣化により開放不良	バッテリーの交換	折衝中
2(10)	地震時等管制運転装置 (要是正)	作動状況	バッテリー劣化により作動不良	バッテリーの交換	H26年9月
2(3)	主索又は鎖 (要是正)	No.2,3の主索の素線切れが平均的に分布しており、1構成より1ピッチ内の素線切れが5本ある。		主索の交換	(H29年12月)
6(6)	ピット床 (要是正)	機器に及ぼす冠水状況	ピット内冠水により機器に劣化が発生	ピット内冠水の排水、及び機器のオーバーホール	(H29年12月)
1(14)	ブレーキパッドの厚さ (要重点点検)	パッドの厚さが要重点点検の基準値に達していることから重点的に点検が必要。		ブレーキパッドの交換	——
「既存不適格」指摘の記載例					
2(9)	戸開走行保護装置 (既存不適格)	設置及び作動の状況	戸開走行保護装置なし	戸開走行保護装置付き現行機種への取替を要望します。	——
3(13)	かごの床先 (既存不適格)	かごの床先と昇降路壁とのすき間の状況	かご床先と昇降路壁とのすき間が12.5cmを超えている。	フェッシャプレートを取付を要望します。	——
2(10)	地震時等管制運転装置 (既存不適格)	加速度を検知する部分の取付けの状況	・P波センサーなし ・地震時管制運転装置と予備電源装置の連動なし	・P波の取付を要望します。 ・予備電源と連動した地震管制運転取付けを要望します。	——
1(18)	駆動装置等の耐震対策 (既存不適格)	転倒・移動防止用の装置 駆動装置等の耐震状況	制御盤の転倒防止の未処置 ロープガード未取付	制御盤 転倒防止処置, ロープガード取付を要望します。	——
4(14)	昇降路内の耐震対策 (既存不適格)	・ロープガード等の状況 ・ガイドレールとのかかり状況 ・突出物の状況	・調速機ロープ、つり合いロープ等の突出物に対する保護処置なし	現行法に適合した耐震強化を要望します。	——
設置時期で判断する「既存不適格」指摘の記載例					
4(5)	頂部綱車	取り付けの状況 (耐震対策)	耐震関係は、設置時期で既存不適格を判断	平25国告第1047号を満足する耐震強化をお願いします。	——
検査対象外の連絡の記載例					
2(8)	はかり装置	警報、かご・乗場の戸及び取付けの状況	検査項目対象外のため項目を抹消		
3(12)	停電灯装置	設置、作動及び照度の状況	検査項目対象外のため項目を抹消		
2(10)	地震時等管制運転装置	昇降行程7m以下のため、地震時等管制運転装置は検査対象外となり抹消した。			
2(1)	圧力配管	継手、配管の一部が埋設のため確認できず。			
部品交換による検査結果変更の連絡					
1(14)	巻上機	ブレーキパッド残存厚み	経年使用により2014年5月ブレーキパッド取替。		
2(3)	主索又は鎖	径、素線切れ、錆の状況	経年使用により2014年5月主索取替。		
6(10)	釣合おもり底部すき間	すき間の状況	経年による2014年5月主索取替に伴い測定値変化有り		
その他(所定検査項目以外)の指摘					
その他	停電時自動着床装置	停電時作動状況	バッテリー劣化により作動不良	バッテリーの交換	

バッテリー不良等による検査結果表(特記事項)の記載について

救出装置、地震時等管制運転装置、乗場戸の遮煙装置、停電時自動着床装置等のバッテリー電源が共用されている構成でバッテリー不良の場合は検査項目毎に指摘を記入する。

* 停電時自動着床装置は検査項目外であり『その他』改善要望事項として扱う。別添2様式を添付するのが望ましい。

(4) 主索又は鎖・調速機ロープの判定

① 検査事項・検査方法と判定基準

[国土交通省告示 平28年国告第1179号(2017年4月1日施行)]

(イ) 検査事項	(ロ) 検査方法	(ニ) 判定基準			
		判定記号 基準記号	イ. 要是正 次に掲げる基準(以下「素線切れ要是正判定基準」という)のいずれかに該当すること。	ロ. 要重点点検 次に掲げる基準(以下「素線切れ要重点点検判定基準」という)のいずれかに該当すること。	ハ. 指摘なし 告示には記載無いが以下を業務基準書の「ハ 指摘なし判定基準」とする。
主索又は鎖・調速機ロープの径の状況	乗降する頻度の最も高い階(基準階)から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	摩耗部分の主索の直径	最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して 90%未満 であること。	最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して 92%未満 であること。	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して 92%以上 であること。
主索又は鎖・調速機ロープの素線切れ状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する	1 素線切れが平均に分布している場合	1よりピッチ内の素線切れ総数が6より鋼索にあつては 24本 、8より鋼索にあつては 32本を越えている こと又は1構成より1ピッチ内の素線切れが 4本を越えている こと	1よりピッチ内の素線切れ総数が6より鋼索にあつては 18本 、8より鋼索にあつては 24本を越えている こと又は1構成より1ピッチ内の素線切れが 3本を越えている こと	1よりピッチ内の素線切れ総数が6より鋼索にあつては 18本 、8より鋼索にあつては 24本以下 のこと又は1構成より1ピッチ内の素線切れが 1本以上3本以下 であること
		2 素線切れが特定の部分に集中している場合	1よりピッチ内の素線切れ総数が6より鋼索にあつては 12本 、8より鋼索にあつては 16本を越えている こと又は1構成より1ピッチ内の素線切れが 9本を越えている こと	1よりピッチ内の素線切れ総数が6より鋼索にあつては 9本 、8より鋼索にあつては 12本を越えている こと又は1構成より1ピッチ内の素線切れが 7本を越えている こと	1よりピッチ内の素線切れ総数が6より鋼索にあつては 9本 、8より鋼索にあつては 12本以下 であること又は1構成より1ピッチ内の素線切れが 1本以上7本以下 であること
		3 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が 70%以下 である場合	1構成より1ピッチ内の素線切れが 2本を越えている こと。	素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が 70%以下 であること	
		4 谷部で素線切れが生じている場合	谷部で素線切れが生じていること	—	
主索又は鎖・調速機ロープの錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉より谷部が見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	1 錆びた摩耗粉が多量に付着している場合	素線の状況が確認できないこと	—	
		2 点状の腐食が多数生じている場合	表面が点状の腐食が多数生じていること	—	
		3 錆びた摩耗粉により谷部が見える部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して 94%未満 である場合	錆びた摩耗粉により谷部が見える部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して 94%未満 であること。	—	
		4 錆びた摩耗粉により谷部が見える部分がある場合	錆びた摩耗粉により谷部が見える部分の1構成より1ピッチ内の素線切れが 2本を越えている こと。	錆びた摩耗粉により谷部が見える箇所があること。	
主索又は鎖・調速機ロープの損傷及び変形の状況	全長を目視により確認する		著しい損傷又は変形があること	—	
鎖の給油及び外観の状況	全長を目視により確認する		著しい損傷、変形、ねじれ腐食等があること。	給油が不十分であること。	
鎖の摩耗の状況	摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定する。		最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較して、伸びが 1.5%以上 あること	—	

② 主索の摩耗・摩損・錆の記入例 [事例1～14]

【事例:1】 素線切れ及び錆は認められない。《指摘なし》

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号					
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不 適格						
(3)	主索又は 鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (1) 直径 (11.8 mm) 未摩耗直径 (12.0 mm)	98.3 %	○						
			素線切れ 最も摩損した主索の番号 (1) 該当する素線切れ判定基準 (ハ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線 切れ数 0 本 1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 0 本							
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり なし) 谷部が赤錆色に見える主索の番号 (-) 直径 (- mm) 未摩耗直径 (- mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (-) 主索本数 (3)	- % 1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 - 本							
		鎖	要重点点検の主索の番号 (-) 要是正の主索の番号 (-)								
			摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ (mm) 基準長さ (mm)	伸び %							
			鎖本数 () 要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()								

【別添】 最も摩耗した位置の写真を添付する。

【事例:2】 素線切れがあり、錆は認められない。《指摘なし》

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号					
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不 適格						
(3)	主索又は 鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (2) 直径 (11.8 mm) 未摩耗直径 (12.0 mm)	98.3 %	○						
			素線切れ 最も摩損した主索の番号 (2) 該当する素線切れ判定基準 (1-ハ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線 切れ数 5 本 1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 2 本							
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり なし) 谷部が赤錆色に見える主索の番号 (-) 直径 (- mm) 未摩耗直径 (- mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (-) 主索本数 (3)	- % 1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 - 本							
		鎖	要重点点検の主索の番号 (-) 要是正の主索の番号 (-)								
			摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ (mm) 基準長さ (mm)	伸び %							
			鎖本数 () 要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()								

【別添】 最も摩耗した位置と最も摩損した位置が異なれば、それぞれの写真が必要。同一位置であれば一枚の写真でよい。

【事例:3】 素線切れが生じた部分の断面積の割合が70%以下で、かつ1構成より1ピッチの素線切れが2本を超える場合 《要是正》

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号					
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不 適格						
(3)	主索又は 鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (1) 直径 (15.2 mm) 未摩耗直径 (16.0 mm)	95.0 %	○						
			素線切れ 最も摩損した主索の番号 (1) 該当する素線切れ判定基準 (3-イ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線 切れ数 5 本 1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 3 本							
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり なし) 谷部が赤錆色に見える主索の番号 (-) 直径 (- mm) 未摩耗直径 (- mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (-) 主索本数 (3)	- % 1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 - 本							
		鎖	要重点点検の主索の番号 (-) 要是正の主索の番号 (1)								
			摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ (mm) 基準長さ (mm)	伸び %							
			鎖本数 () 要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()								

【別添】 最も摩耗した位置と最も摩損した位置が異なれば、それぞれの写真が必要。同一位置であれば一枚の写真でよい。

【事例:4】 谷部で素線切れが生じている場合 《要是正》

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号	
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不 適 格		
(3)	主索又は 鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (3) 直径 (15.8 mm) 未摩耗直径 (16.0 mm)	98.8 %	○		
			素線切れ 最も摩損した主索の番号 (3) 該当する素線切れ判定基準 (4-ハ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線 切れ数 5 本 1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 4 本			
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり なし)	— %			
			谷部が赤錆色に見える主索の番号 (—) 直径 (— mm) 未摩耗直径 (— mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (—)	1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 — 本			
			主索本数 (3) 要重点点検の主索の番号 (—) 要是正の主索の番号 (3)				
		鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ () mm 基準長さ () mm	伸び %			
			鎖本数 ()				
			要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()				
			摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ () mm 基準長さ () mm				伸び %
			鎖本数 ()				

【別添】 最も摩耗した主索位置と最も摩損した主索位置が異なれば、それぞれの写真が必要。同一位置であれば一枚の写真でよい。

【事例:5】 錆びた摩耗粉が多量に付着し、素線の状況が確認できない。《要是正》

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号	
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不 適 格		
(3)	主索又は 鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (1) 直径 (13.3 mm) 未摩耗直径 (13.9 mm)	95.7 %	○		
			素線切れ 最も摩損した主索の番号 (1) 該当する素線切れ判定基準 (1-ハ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線 切れ数 5 本 1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 1 本			
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり なし)	97.1 %			
			谷部が赤錆色に見える主索の番号 (2) 直径 (13.5 mm) 未摩耗直径 (13.9 mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (1-イ)	1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 1 本			
			主索本数 (2) 要重点点検の主索の番号 (—) 要是正の主索の番号 (2)				
		鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ () mm 基準長さ () mm	伸び %			
			鎖本数 ()				
			要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()				
			摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ () mm 基準長さ () mm				伸び %
			鎖本数 ()				

【別添】 最も摩耗した主索と錆発生した主索が異なるので、最も摩耗した位置の写真と最も錆の摩耗粉が多量付着した位置のそれぞれの写真が必要

【事例:6】 主索の表面が点状の腐食が多数生じている。《要是正》

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号	
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不 適 格		
(3)	主索又は 鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (1) 直径 (15.8 mm) 未摩耗直径 (16.0 mm)	98.8 %	○		
			素線切れ 最も摩損した主索の番号 (1) 該当する素線切れ判定基準 (1-ハ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線 切れ数 8 本 1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 1 本			
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり なし)	98.8 %			
			谷部が赤錆色に見える主索の番号 (3) 直径 (15.8 mm) 未摩耗直径 (16.0 mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (2-イ)	1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 0 本			
			主索本数 (3) 要重点点検の主索の番号 (—) 要是正の主索の番号 (3)				
		鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ () mm 基準長さ () mm	伸び %			
			鎖本数 ()				
			要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()				
			摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ () mm 基準長さ () mm				伸び %
			鎖本数 ()				

【別添】 最も摩耗した主索と錆発生した主索が異なるので、最も摩耗した位置の写真と最も点状腐食が多数発生した位置のそれぞれの写真が必要

【事例:7】 谷部が赤錆色に見える部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して94%未満である。《要是正》

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号	
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不 適 格		
(3)	主索又は 鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (2) 直径 (9.3 mm) 未摩耗直径 (10.0 mm)	93.0 %			○
			素線切れ 最も摩損した主索の番号 (2) 該当する素線切れ判定基準 (2-ハ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線 切れ数 3 本 1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 1 本			
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし)	93.0 %			
			谷部が赤錆色に見える主索の番号 (2) 直径 (9.3 mm) 未摩耗直径 (10.0 mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (3-イ)	1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 1 本			
			主索本数 (3) 要重点点検の主索の番号 (-) 要是正の主索の番号 (2)				
		鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ () mm 基準長さ () mm	伸び %			
			鎖本数 () 要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()				

【別添】 最も摩耗した位置、赤錆が発生した谷部位置、最も摩損した位置が異なれば、それぞれの写真が必要。同一位置であれば一枚の写真でよい。

【事例:8】 谷部が赤錆色に見える部分の1構成より1ピッチ内の素線切れが2本を超えている。《要是正》

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号	
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不 適 格		
(3)	主索又は 鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (3) 直径 (15.1 mm) 未摩耗直径 (15.9 mm)	95.0 %			○
			素線切れ 最も摩損した主索の番号 (3) 該当する素線切れ判定基準 (2-ロ) [注記] 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線 切れ数 9 本 1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 8 本			
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし)	95.0 %			
			谷部が赤錆色に見える主索の番号 (3) 直径 (15.4 mm) 未摩耗直径 (15.9 mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (4-イ)	1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 3 本			
			主索本数 (5) 要重点点検の主索の番号 (-) 要是正の主索の番号 (3)				
		鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ () mm 基準長さ () mm	伸び %			
			鎖本数 () 要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()				

【別添】 最も摩耗した位置、赤錆が発生した谷部位置、最も摩損した位置が異なれば、それぞれの写真が必要。同一位置であれば一枚の写真でよい。

【注記】 ① 同一主索でも、錆発生と素線切れが異なる位置の場合は、それぞれの指摘として記載する。
② 錆発生と素線切れの指摘位置が、同一主索、同一箇所の場合は、状況の悪い方の判定を記載する。

【事例:9】 谷部が赤錆色に見える部分がある。他主索で1構成より1ピッチ内の素線切れがある。《要是正》

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号	
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不 適 格		
(3)	主索又は 鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (1) 直径 (11.6 mm) 未摩耗直径 (12.0 mm)	96.7 %			○
			素線切れ 最も摩損した主索の番号 (2) 該当する素線切れ判定基準 (1-イ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線 切れ数 12 本 1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 6 本			
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし)	96.7 %			
			谷部が赤錆色に見える主索の番号 (1) 直径 (11.6 mm) 未摩耗直径 (12.0 mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (4-ロ)	1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 0 本			
			主索本数 (5) 要重点点検の主索の番号 (1) 要是正の主索の番号 (2)				
		鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ () mm 基準長さ () mm	伸び %			
			鎖本数 () 要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()				

【別添】 同一主索(No.1)において、摩耗、錆が発生しているため位置が異なればそれぞれの写真が必要。同一位置であれば一枚の写真でよい。
摩損は別主索(No.2)で発生しているため、摩耗、錆とは別に最も摩損した位置を撮影した写真が必要。

【事例:10】 谷部が赤錆色に見える部分があり、かつ1構成より1ピッチ内の素線切れがある。《要重点点検》

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不 適格	
(3)	主索又は 鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (1) 直径 (11.9 mm) 未摩耗直径 (12.2 mm)	97.5 %	○	
			素線切れ 最も摩損した主索の番号 (1) 該当する素線切れ判定基準 (1-ハ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 70%以下	1よりピッチ内の素線 切れ数 2 本 1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 1 本		
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 あり なし)	97.5 %		
			谷部が赤錆色に見える主索の番号 (1) 直径 (11.9 mm) 未摩耗直径 (12.2 mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (4-ロ)	1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 1 本		
			主索本数 (4) 要重点点検の主索の番号 (1, 2, 3, 4) 要是正の主索の番号 (-)			
		鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ () mm 基準長さ () mm	伸び %		
			鎖本数 ()			
			要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()			
			要重点点検の主索の番号 (1, 2, 3, 4) 要是正の主索の番号 (-)			
			摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ () mm 基準長さ () mm			

【別添】 最も摩耗した位置、赤錆が発生した谷部位置、最も摩損した位置が異なれば、それぞれの写真が必要。同一位置であれば一枚の写真でよい。

【事例:11】 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所があり、かつ他主索で1構成より1ピッチ内の素線切れがある。《要重点点検》

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不 適格	
(3)	主索又は 鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (3) 直径 (11.5 mm) 未摩耗直径 (11.9 mm)	96.6 %	○	
			素線切れ 最も摩損した主索の番号 (3) 該当する素線切れ判定基準 (1-ハ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 70%以下	1よりピッチ内の素線 切れ数 5 本 1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 1 本		
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 あり なし)	98.3 %		
			谷部が赤錆色に見える主索の番号 (1) 直径 (11.6 mm) 未摩耗直径 (11.8 mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (4-ロ)	1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 1 本		
			主索本数 (5) 要重点点検の主索の番号 (1) 要是正の主索の番号 (-)			
		鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ () mm 基準長さ () mm	伸び %		
			鎖本数 ()			
			要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()			
			要重点点検の主索の番号 (1) 要是正の主索の番号 (-)			
			摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ () mm 基準長さ () mm			

【別添】 同一主索(No.3)において、摩耗、摩損が発生しているので位置が異なればそれぞれの写真が必要。同一位置であれば一枚の写真でよい。
錆発生は別の主索(No.1)で発生しているため、個別に最も赤錆が見える谷部を撮影した写真が必要。

【事例:12】 同一主索で、素線切れと谷部に赤錆びが見える 《要重点点検》

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不 適格	
(3)	主索又は 鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (1) 直径 (15.2 mm) 未摩耗直径 (15.8 mm)	96.2 %	○	
			素線切れ 最も摩損した主索の番号 (1) 該当する素線切れ判定基準 (1-ハ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 70%以下	1よりピッチ内の素線 切れ数 2 本 1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 1 本		
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 あり なし)	96.2 %		
			谷部が赤錆色に見える主索の番号 (1) 直径 (15.2 mm) 未摩耗直径 (15.8 mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (4-ロ)	1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 1 本		
			主索本数 (5) 要重点点検の主索の番号 (1, 2, 3, 4, 5) 要是正の主索の番号 (-)			
		鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ () mm 基準長さ () mm	伸び %		
			鎖本数 ()			
			要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()			
			要重点点検の主索の番号 (1, 2, 3, 4, 5) 要是正の主索の番号 (-)			
			摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ () mm 基準長さ () mm			

【別添】 最も摩耗した位置、最も摩損した位置、最も赤錆摩耗粉が付着している位置が異なれば、それぞれの写真が必要。同一位置であれば一枚の写真でよい。

【事例:13】 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある。他主索で1構成より1ピッチ内の素線切れがある。《要重点点検》

番号	検査項目		検査結果				担当 検査者 番号	
			指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不 適 格		
(3)	主索又は鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (2) 直径 (11.8 mm) 未摩耗直径 (12.1 mm)		97.5 %	○		
		素線切れ 最も摩損した主索の番号 (2) 該当する素線切れ判定基準 (1-□) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 70%以下	1よりピッチ内の素線 切れ数 12 本 1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 4 本					
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 あり なし		97.5 %				
		谷部が赤錆色に見える主索の番号 (4) 直径 (11.75 mm) 未摩耗直径 (12.1 mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (4-□)	1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 0 本					
		主索本数 (4) 要重点点検の主索の番号 (2, 4) 要是正の主索の番号 (-)						
		鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ (mm) 基準長さ (mm)	伸び	%			
		鎖本数 () 要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()						

【別添】 同一主索(No.2)において、摩耗、摩損が発生しているので位置が異なればそれぞれの写真が必要。同一位置であれば一枚の写真でよい。
錆発生は別の主索(No.4)で発生しているため、個別に最も赤錆が見える谷部を撮影した写真が必要。

【事例:14】 素線切れなし。錆びた摩耗粉により谷部が赤さび色に見える箇所がある。《要重点点検》

番号	検査項目		検査結果				担当 検査者 番号	
			指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不 適 格		
(3)	主索又は鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (1) 直径 (11.8 mm) 未摩耗直径 (12.0 mm)		98.3 %	○		
		素線切れ 最も摩損した主索の番号 (1) 該当する素線切れ判定基準 (ハ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 70%以下	1よりピッチ内の素線 切れ数 0 本 1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 0 本					
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 あり なし		98.3 %				
		谷部が赤錆色に見える主索の番号 (1) 直径 (11.8 mm) 未摩耗直径 (12.0 mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (4-□)	1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 - 本					
		主索本数 (3) 要重点点検の主索の番号 (1) 要是正の主索の番号 (-)						
		鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ (mm) 基準長さ (mm)	伸び	%			
		鎖本数 () 要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()						

【別添】 最も摩耗した主索位置と最も摩損した主索位置が異なれば、それぞれの写真が必要。同一位置であれば一枚の写真でよい。

(5) 特殊な構造を有するエレベーターの追加検査項目

① 追加検査項目

a) 可変式エレベーター

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不 適 格	
8	上記以外の検査項目					
(1)	かご側 調速機	過速スイッチの作動速度	m/min			
		(最大速度	m/minの	%)		
(2)	釣合おもり 側調速機	キャッチの作動速度	m/min			
		(最大速度	m/minの	%)		
(3)	電子化終端階強制減速装置					

b) 平形ロープ

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不 適 格	
8	上記以外の検査項目					
	平形ロープ	MFL	DI(破損係数)	判定基準		
			6.60未満	良好		
	<input type="checkbox"/> 3.00(厚さ) × 30.0(幅) mm () 本		6.60~7.00	要重点点検		
	<input type="checkbox"/> 3.00(厚さ) × 60.0(幅) mm () 本		7.00を超える	要是正		
	要重点点検ロープ No.() , 要是正ロープ No.()					
	平形ロープ	RBI	LED表示	判定基準		
	<input type="checkbox"/> MFL使用 DI値 ()		点減1回	良好		
	<input type="checkbox"/> RBI使用 点減回数()		点減5回	要重点点検		
			点減6回	要是正		
	外観の状態		判定基準			
コードが外部より見える又は露出した状態		要是正				
ウレタンジャケットに恒久的な変形がある		要是正				

c) リニア式エレベーター

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不 適 格	
8	上記以外の検査項目					
(1)	上部二次側固定子取り付け部					
(2)	二次側固定子					
(3)	リニアモーター					
(4)	リニアモーターガイドローラー					
(5)	可動・固定子間隔異常検出					
(6)	下部二次側固定子取り付け部					

②(第二面)及び検査結果表の記入例

a) 可変速度方式エレベーター

報告書(第二面)

【8.備考】 可変速度方式エレベーター[認定番号:ENNS-〇〇〇〇]
 可変速度方式エレベーター(終端階強制減速装置付)[認定番号:ENNS-〇〇〇〇]

検査結果表

番号	検査項目	検査結果			既存不適格	担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正		
1	機械室(機械室を有しないエレベーターにあつては、共通)					
(19)	速度 定格速度(60 m/min)	上昇 60 m/min	下降 59 m/min			
2	共通					
(1)	かご側調速機	過速スイッチの作動速度 (定格速度の %)	m/min			
		キャッチの作動速度 (定格速度の %)	m/min			
(2)	釣合おもり側調速機	キャッチの作動速度 (かご側キャッチの作動速度の %)	m/min			
8	上記以外の検査項目					
(1)	かご側調速機	過速スイッチの作動速度 112 m/min (最大速度 90 m/minの 124 %)				
		キャッチの作動速度 120 m/min (最大速度 90 m/minの 133 %)				
(2)	釣合おもり側調速機	キャッチの作動速度 125 m/min (かご側キャッチの作動速度の 104 %)				
(3)	電子化終端階強制減速装置					

定格速度 60 m/min、中間負荷定格速度 90 m/min の場合の記入例

定格速度(60m/min)モード時の測定値を記入する。

b) 可変速度方式エレベーター(無負荷時速度が定格速度以外の場合)

報告書(第二面)

【8.備考】 可変速度方式エレベーター[認定番号:ENNSNN-〇〇〇〇]

設計図書記載の無負荷上昇速度〇〇m/min、無負荷下降速度〇〇m/min

制御盤に記載

番号	検査項目	検査結果			既存不適格	担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正		
1	機械室(機械室を有しないエレベーターにあつては、共通)					
(19)	速度 定格速度(45 m/min)	上昇 57 m/min	下降 54 m/min			
2	共通					
(1)	かご側調速機	過速スイッチの作動速度 (定格速度の %)	m/min			
		キャッチの作動速度 (定格速度の %)	m/min			
(2)	釣合おもり側調速機	キャッチの作動速度 (かご側キャッチの作動速度の %)	m/min			
8	上記以外の検査項目					
(1)	かご側調速機	過速スイッチの作動速度 78 m/min (最大速度 60 m/minの 130 %)				
		キャッチの作動速度 84 m/min (最大速度 60 m/minの 140 %)				
(2)	釣合おもり側調速機	キャッチの作動速度 m/min (かご側キャッチの作動速度の %)				
(3)	電子化終端階強制減速装置					

定格速度 45 m/min、中間負荷定格速度 60 m/min の場合の記入例

*1. 【速度の検査】 無負荷運転時の上昇および下降時の速度検査において、定格速度を無負荷時速度(上昇および下降)とみなして検査する。

◎無負荷時速度(無負荷走行時の一定速度)。 ◎中間負荷定格速度(中間負荷付近での一定速度)

*2. 【調速機の検査】 調速機の加速スイッチ作動速度およびキャッチ作動速度検査において、定格速度を中間負荷定格速度(最高速度)とみなして検査する。

c) 主索に平形ロープを使用しているエレベーター

報告書(第二面)

【8.備考】

平形ロープ式エレベーター[認定番号:EPNN-〇〇〇〇]

検査結果表

番号	検査項目	検査結果			既存不適格	担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正		
2	共通					
(3)	主索又は鎖	主索	径 最も摩耗した主索の番号 () 直径(mm) 未摩耗直径(mm)	%		
		素線切れ	最も摩損した主索の番号 () 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本		
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号 () 直径(mm) 未摩耗直径(mm)	%			
	鎖	主索本数(本) 要重点点検の主索の番号 () 要是正の主索の番号 ()				
		摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ(mm) 基準長さ(mm)	伸び	%		
		鎖本数 (本) 要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()				

抹消線

8	上記以外の検査項目							
	平形ロープ	MFL	DI(破損係数)	判断基準				
	<input type="checkbox"/> MFL・RBI共通							
	<input checked="" type="checkbox"/> 300(厚さ)×30.00(幅)mm(3)本		6.60未満	良好				
	<input type="checkbox"/> 300(厚さ)×60.00(幅)mm()本		6.60~7.00	要重点点検				
	<input type="checkbox"/> 要重点点検ロープNo.(-), 要是正ロープNo.(-)		7.00を超える	要是正				
	平形ロープ	RBI	LED表示	判断基準				
	<input type="checkbox"/> MFL使用 DI値()		点減1回	良好				
	<input checked="" type="checkbox"/> RBI使用 点減回数(1)		点減5回	要重点点検				
			点減6回	要是正				
	外観の状態		判定基準					
	コードが外部より見える又は露出した状態		要是正					
	ウレタンジャケットに恒久的な変形がある		要是正					

MFL使用の場合

RBI使用の場合

MFL・RBI共通

いずれかを選択かを選択し、レでチェックする

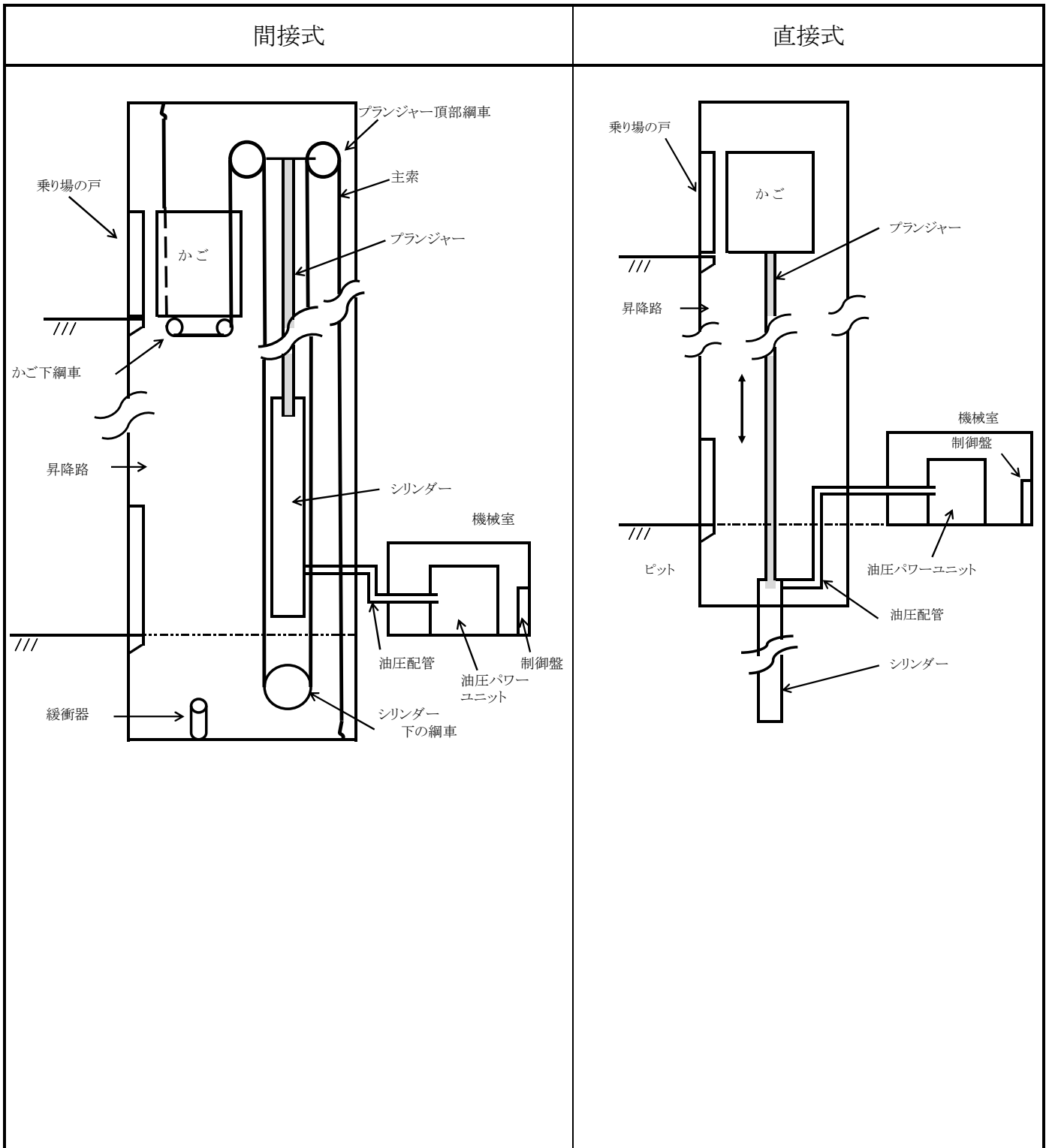
d) リニア式エレベーター

検査結果表

番号	検査項目	検査結果			既存不適格	担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正		
8	上記以外の検査項目					
(1)	上部二次側固定子取り付け部					
(2)	二次側固定子					
(3)	リニアモーター					
(4)	リニアモーターガイドローラー					
(5)	可動・固定子間隔異常検出					
(6)	下部二次側固定子取付部					

2 油圧式エレベーター

(1) 基本構造図



(2) 検査結果表の記入要領

別記第二号(A4)

検査結果表

(第1第1項第2号に規定する昇降機)

該当する種別を○で囲む又は抹消する。

【機械室あり、機械室なし】
【直接式、間接式】

◎ 必ず該当あり ○ 該当する場合が多い △ 該当しない場合が多い × 該当しない	当該検査に 関与した 検査者(*)	代表となる検査者(*)	氏名	検査者番号
		その他の検査者(*)		

◎○△×は機種により必ずしも該当しない場合があるのであくまでも目安とすること。

直接式	間接式	番号	検査項目	検査結果				昇降機番号	担当検査者番号	
				指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格			
		1	機械室(機械室を有しないエレベーターにあつては、共通)							
○	○	(1)	機械室への通路及び出入口の戸(*)					S46.01.01		
○	○	(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等(*)					S46.01.01		
◎	◎	(3)	救出装置					H24.08.01		
◎	◎	(4)	開閉器及び遮断器							
◎	◎	(5)	接触器、継電器及び運転制御用基板 電動機主回路接触器の主接点(*) 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 () 最終交換日 年 月 日							
	◎	(6)	ヒューズ							
◎	◎	(7)	絶縁 電動機の回路(300V以下・300V超) (*) 制御器等の回路の300Vを超える回路 制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路 制御器等の回路の150V以下の回路							
◎	◎	(8)	接地							
◎	◎	(9)	空転防止装置						3分以内で作動すること。	
△	△	(10)	階床選択機							
◎	◎	(11)	電動機及びポンプ							
◎	◎	(12)	圧力計							
◎	◎	(13)	安全弁	常用圧力銘板値 (Mpa)	常用圧力の					
◎	◎	(14)	逆止弁	作動圧力測定値 (Mpa)	%					
◎	◎	(15)	流量制御弁							
◎	◎	(16)	油タンク及び圧力配管							
◎	◎	(17)	作動油温度抑制装置							
◎	◎	(18)	ストップバルブ						H26.04.01*	
○	○	(19)	高圧ゴムホース	定格速度が45m以下の場合 (-%)	定格速度が45m以下の場合 (-%)					
○	○	(20)	駆動装置等の耐震対策	定格速度が45m超の場合 (130%以下)	定格速度が45m超の場合 (140%以下)					
◎	◎	2	共通							
◎	◎	(1)	圧力配管(*)						S56.06.01 H21.09.28 H26.04.01*	
×	○	(2)	调速機(*)	過速スイッチの作動速度 (定格速度の %)	m/min				H26.04.01*	
				キャッチ作動速度 (定格速度の %)	m/min					

【記載凡例】
 ① 検査項目欄中、青字は「平成20国告第283号改正」による追加・変更を示す
 ② 検査項目欄中、黒太字は「記入例」を示す。
 ③ 項目「(*)」は、別途解説有り
 ④ 「既存不適格(*)」(例 H26.04.01*) は「設置時期」で指摘する耐震既存不適格を示す。

直接式	間接式	番号	検査項目	検査結果				担当検査者番号		
				指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格			
◎	◎	(3)	<p>主索又は鎖(*)</p> <p>径の状況 最も摩耗した主索の番号 (番号を記入) % 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)</p> <p>素線切れ 最も摩損した主索の番号 (番号の記入) 本 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 70%以下</p> <p>錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし) 谷部が赤錆色に見える主索の番号 (番号の記入) 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm) 1構成より1ピッチ内の最大の素線の切れ数 本</p> <p>該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()</p> <p>主索本数 (本数を記入 本) 要重点点検の主索の番号 () 要是正の主索の番号 ()</p> <p>鎖 摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 伸び % 測定長さ ((B) mm) 基準長さ ((A) mm) 鎖本数 (本)</p>							
<p>素線切れがない場合両方を抹消する</p> <p>記入方法 ロープ式エレベーター2(3)参照</p> <p>(注意)⑩ 表1より選択記号で記入</p> <p>(注意)⑪ 表2より選択記号で記入</p> <p>伸び率 (%) = $\frac{B-A}{A} \times 100$ 要是正 = 1.5 %以上</p>										
×	◎	(4)	主索又は鎖の張り					H26.04.01*		
×	◎	(5)	主索又は鎖及び調速機ロープの取付部	間接式エレベーターに限る					S57.12.01	
×	◎	(6)	主索又は鎖の緩み検出装置	既存不適格→乗用・人荷・寝台用に限る					S46.01.01	
○	○	(7)	はかり装置	既存不適格→乗用・人荷・寝台用に限る					H26.04.01*	
○	◎	(8)	ブランジャー					H26.04.01*		
○	◎	(9)	ブランジャーストッパー					H26.04.01*		
○	◎	(10)	シリンダー	実測値は定格速度の125%以下であること					H26.04.01*	
○	○	(11)	防火区画貫通部(*)							
◎	◎	(12)	速度 定格速度(上昇) (m/min ; 速度 定格速度(下降) (m/min ;	上昇 m/min 下降 m/min	報告書二面と同じであること					H21.09.28
○	○	(13)	戸開走行保護装置(*)						H21.09.28	
○	○	(14)	地震時等管制運転装置(*)						H21.09.28	
△	△	(15)	降下防止装置	機械室なしに限る						
△	△	(16)	換気設備等	機械室なしに限る						
△	△	(17)	制御盤扉	かごと干渉しないものを除く						
		3	かご室						H22.09.28	
○	○	(1)	かご室の壁又は囲い、天井及び床						H21.09.28	
○	○	(2)	かごの戸及び敷居	自動車用エレベーターには無い場合がある					H22.09.28	
○	○	(3)	かごの戸のスイッチ	自動車用エレベーターに限る					H21.09.28	
△	△	(4)	戸開き状態において作動する予圧装置(*)							
◎	◎	(5)	床合わせ補正装置及び着床装置(*) (戸開き状態において作動する再床合わせ装置: 有・無)							
○	○	(6)	ドアゾーン行き過ぎ制限装置(*)							
△	△	(7)	車止め、光電装置等	自動車用エレベーターに限る					H21.09.28	
◎	◎	(8)	かご操作盤及び表示器							
◎	◎	(9)	外部への連絡装置(*)							
◎	◎	(10)	かご内の停止スイッチ							
◎	◎	(11)	用途、積載量及び最大定員の標識							
◎	◎	(12)	かごの照明装置						H21.09.28	
○	○	(13)	停電灯装置	既存不適格→乗用・人荷・寝台用に限る					S46.01.01	
○	○	(14)	かごの床先						S56.06.01 H26.04.01	

直接式	間接式	番号	検査項目	検査結果				担当検査者番号	
				指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格		
		4	かご上						
○	○	(1)	かご上の停止スイッチ						
○	○	(2)	頂部安全距離確保スイッチ						
×	◎	(3)	上部リミット(強制停止)スイッチ						
×	◎	(4)	プランジャーリミットスイッチ						
×	◎	(5)	プランジャーストッパーで停止したときのかごの頂部すき間(*)						
×	△	(6)	頂部綱車						
×	◎	(7)	プランジャー頂部綱車及び鎖車						
×	◎	(8)	プランジャーのガイドシュー等						
×	○	(9)	調速機ロープ(*)	径の状況 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm) % 素線切れ 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 ・ 70%以下 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり ・ なし) 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm) % 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()					
○	○	(10)	かごの非常救出口					S46.01.01 H21.09.28	
◎	◎	(11)	かごのガイドシュー等					H26.04.01*	
◎	◎	(12)	ガイドレール及びレールブラケット					H21.09.28 H24.08.01	
◎	◎	(13)	施錠装置(*)					H24.06.07	
◎	◎	(14)	昇降路における壁又は囲い					H21.09.28	
○	○	(15)	乗り場の戸及び敷居					S56.06.01 H21.09.28*	
○	○	(16)	昇降路内の耐震対策						
◎	◎	(17)	移動ケーブル及び取付部						
○	○	(18)	かごの戸の開閉機構						
◎	◎	(19)	かごの枠						
		5	乗り場						
◎	◎	(1)	押しボタン等及び表示器						
◎	◎	(2)	非常解錠装置						
△	△	(3)	乗り場の戸の遮煙構造					H14.06.01	
△	△	(4)	昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造					オープンタイプのエレベーターが対象	
△	△	(5)	屋上の昇降路の開口部の戸(*)					ヘリポート用エレベーターに限る	
△	△	(6)	屋上の柵及び警報装置(*)						
△	△	(7)	制御盤扉					三方枠に制御盤がある場合	
		6	ピット						
△	△	(1)	保守用停止スイッチ					駆動装置を昇降路の底部に設ける物が対象	
△	△	(2)	底部安全距離確保スイッチ					駆動装置を昇降路の底部に設ける物が対象	
×	◎	(3)	下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ					間接式エレベーターに限る	
◎	◎	(4)	緩衝器又は緩衝材(*)	型式 ばね式 ・ 油入式 ・ 緩衝材 劣化の状況 作動油の状況 (油入式のものに限る。) 油量の状況 (油入式のものに限る。)				適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否	
×	○	(5)	張り車						
◎	◎	(6)	ピット床						
×	○	(7)	かご非常止め装置(*) 形式 : 早ぎき式 ・ 次第ぎき式 ・ スラックロープ式					間接式エレベーターに限る 該当する形式を○で囲む	

直接式	間接式	番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
				指摘 なし	要重点 点検	要是正	既存 不適合	
×	○	(8)	かご下綱車					
×	○	(9)	シリンダー下の綱車					
◎	◎	(10)	移動ケーブル及び取付部					
○	○	(11)	ピット内の耐震対策					
◎	◎	(12)	かごの枠					
7 上記以外の検査項目(*)								

特記事項(*)

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容	改善(予定) 年月
2-(1)	継手、配管の一部が天井敷設で確認出来ず。		継手、配管の一部が埋設のため確認出来ず。		
				配管、継手部の確認できなかった箇所等を記入すること。 16年業務基準書P349参照	

共通															
<p>① この書類は、昇降機ごとに作成する。</p> <p>② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添える。</p> <p>③ 「昇降機番号」欄には、定期検査報告書第二面5欄の番号を記入する。</p> <p>④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象のエレベーターに適用されないことが明らかなものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消する。</p> <p>⑤ 検査結果欄の「要是正」「要重点点検」「指摘無し」は「平成 20 年国土交通省告示第 283 号 別表第2 油圧エレベーター『(に)判定基準』(第1章 P70～84 参照)に従い判定をする。</p>															
検査者欄															
<p>① 「当該検査に関与した検査者」欄は、定期検査報告書第二面3欄に記入した検査者について記入する。</p> <p>② 「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入する。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除してもよい。</p> <p>③ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しない。</p>															
1(1) 機械室への通路及び出入口の戸		16年業務基準書 P336 参照													
<p>① 機械室の出入口戸、手すり、通路、階段の状況を確認する。次の場合は「要是正」となる。</p> <p>a) 出入口戸:解錠若しくは施錠ができない場合</p> <p>b) 出入口:幅 70cm 未満, 高さ 1.8m 未満</p> <p>c) 機械室に通ずる階段:けあげ 23cm 以上, 踏面 15cm 未満, 当該階段の両側に側壁又はこれに代わるものがない場合において手すりがないとき</p> <p>d) 機械室までの通路:高さ 1.8m 未満 又は幅 0.7m 未満</p>															
1(2) 機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等		16年業務基準書 P337～P338 参照													
<p>① 換気設備とは、空調設備、換気扇、ガラリをいう。次の場合は「要是正」となる。</p> <p>a) 昇降機以外の設備等が定期検査等に支障がある場合</p> <p>b) 漏水が機器に達している、又は窓が破損している場合</p> <p>c) 機器の作動に影響を与えるおそれのある汚損がある場合</p> <p>d) 照明装置が正常に作動しない場合</p> <p>e) 換気上有効な開口部又は換気設備がない・不動作の場合</p> <p>f) 換気扇の起動設定温度が適切に設定されていない場合</p> <p>g) 防油堤に欠損又はき裂があり、外部に油が流出するおそれがある場合</p> <p>h) 火気厳禁の標識が掲示されていないこと、又は容易に認識できない場合</p> <p>i) 機械室又は機械室付近に消火器又は消化砂が設置されていない場合</p>															
1(5) 制御器(接触器、継電器及び運転制御用基板)		16年業務基準書 P339～P340 参照													
<p>接触器は、「ロープ式エレベーター」解説1(6)に準じて記入する。</p>															
1(7) 制御器(絶縁)		16年業務基準書 P340 参照													
<p>該当する回路及び電圧区分を○で囲んだ上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入する。</p> <p>回路の絶縁抵抗値 (JIS A 4302-2006)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回路の用途</th> <th>回路の使用電圧</th> <th>絶縁抵抗値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電動機の回路</td> <td>300Vを超えるもの</td> <td>0.4MΩ 以上</td> </tr> <tr> <td>300V以下のもの</td> <td>0.2MΩ 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御回路 信号回路 照明回路</td> <td>150Vを超え300V以下のもの</td> <td>0.2MΩ 以上</td> </tr> <tr> <td>150V以下のもの</td> <td>0.1MΩ 以上</td> </tr> </tbody> </table>			回路の用途	回路の使用電圧	絶縁抵抗値	電動機の回路	300Vを超えるもの	0.4MΩ 以上	300V以下のもの	0.2MΩ 以上	制御回路 信号回路 照明回路	150Vを超え300V以下のもの	0.2MΩ 以上	150V以下のもの	0.1MΩ 以上
回路の用途	回路の使用電圧	絶縁抵抗値													
電動機の回路	300Vを超えるもの	0.4MΩ 以上													
	300V以下のもの	0.2MΩ 以上													
制御回路 信号回路 照明回路	150Vを超え300V以下のもの	0.2MΩ 以上													
	150V以下のもの	0.1MΩ 以上													

1(13) 油圧パワーユニット(安全弁)	16年業務基準書P343～344 参照									
<p>① 常用圧力の銘板値及び安全弁の作動圧力の測定値を記入する。右欄に作動圧力(測定値)の常用圧力(銘板値)に対する比率を記入する。</p> <p>② 常用圧力銘板値 油圧ユニットに貼られている銘板値を記入する。 Kg/cm²の場合はMpaに換算する。(1Kg/cm² = 0.0980665 Mpa) 〈例〉 22.5 Kg/cm² × 0.0980665 = 2.206 ≒ 2.21 Mpa</p> <p>③ 作動圧力(測定値) ÷ 常用圧力 = 常用圧力の比率 (150%以下であること。)</p>										
2(1) 圧力配管	16年業務基準書P349～P350 参照									
継手部及び配管で確認できない場所があれば「特記事項」に、その内容を記入することが望ましい。										
2(2) 調速機(間接式エレベーターに限る)	16年業務基準書P350～P352 参照									
<p>① 右欄には過速スイッチ及びキャッチの作動速度の測定値を記入し、左欄には過速スイッチ及びキャッチの作動速度の測定値の定格速度に対する比率を記入する。</p> <p>② 調速機の作動速度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定格速度</th> <th>過速スイッチの作動速度</th> <th>キャッチの作動速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45m/min以下</td> <td>63m/min以下</td> <td>過速スイッチと同時 又は68m/min以下</td> </tr> <tr> <td>45m/min超</td> <td>定格速度の130%以下</td> <td>定格速度の140%以下</td> </tr> </tbody> </table>		定格速度	過速スイッチの作動速度	キャッチの作動速度	45m/min以下	63m/min以下	過速スイッチと同時 又は 68m/min以下	45m/min超	定格速度の 130%以下	定格速度の 140%以下
定格速度	過速スイッチの作動速度	キャッチの作動速度								
45m/min以下	63m/min以下	過速スイッチと同時 又は 68m/min以下								
45m/min超	定格速度の 130%以下	定格速度の 140%以下								
2(3) 主索又は鎖(間接式エレベーターに限る)	16年業務基準書P352～P356 参照									
「主索又は鎖」は、「ロープ式エレベーター」解説 2(3)に準じて記入する。										
2(11) 防火区画貫通部	16年業務基準書P360～P361 参照									
油圧配管, 配電管等が防火区画部を貫通している場合、貫通部を覆っている壁等に取り付けられた鋼板又はけい酸カルシウム板等の状況を確認可能な範囲で目視にて確認する。										
2(12) 速度	16年業務基準書P361 参照									
上昇及び下降の定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入する。										
2(13) 戸開走行保護装置	16年業務基準書P361～P362 参照									
<p>① (第二面)の備考に大臣認定番号・名称を記入する。</p> <p>② 認定をうけた「検査の事項・方法」及び「判定基準」を記載した「戸開走行保護装置検査結果表」(製造者公開)にて基準を満たしていれば「指摘なし」と判定する。</p> <p>③ 「戸開走行保護装置結果表」は、定期検査報告書に添付する。</p>										

2(14)地震時等管制運転装置	16年業務基準書P362～P364 参照								
<p>① 設置が不要となるエレベーター</p> <p>a) 乗用、人荷用、寝台用において、昇降行程が7m以下のエレベーター</p> <p>b) 荷物用エレベーター及び自動車用エレベーター (かご内操作盤が無く人が乗らない機種。但し、かご内操作盤有る機種は設置が必要)</p> <p>c) 段差解消機、いす式階段昇降機</p> <p>② 地震時等管制運転装置</p> <p>a) 必要とする仕様項目(この仕様がなければ「既存不適格」となる) P波及びS波管制運転、かご内へ運転情報の表示、予備電源の設置</p> <p>b) 具体的仕様</p> <p>イ) 鉛直方向に $0.025 \sim 0.1 \text{ m/s} \times \text{s}$ (2.5～10gal) 又は水平方向に生じる $3.0 \text{ m/s} \times \text{s}$ (300gal) 以下の過速度を検知できない。</p> <p>ロ) かごを自動的に乗場戸のある位置に停止させ、かつ かごの戸を開き、又かご内から開くことができる。 →これらの機能が無い。</p> <p>ハ) 自家発電設備又は停電時着床装置を有していない。</p> <p>ニ) かご内へ運転情報の表示装置が無い。</p>									
3(4)戸開き状態において作動する予圧装置	16年業務基準書P370 参照								
<p>戸閉途中で主電動機(ポンプ)の運転を開始(作動圧力を予め上げる)することにより、戸閉完了後に速やかにかごの走行を開始する装置</p>									
3(5)床合わせ補正装置及び着床装置	16年業務基準書P370～P371 参照								
<p>① 床合わせ補正装置は、かご停止時における自然降下を補正する装置 (<u>戸閉で作動する</u>。S46年油圧式エレベーターの構造基準制定時より組み込まれた。)</p> <p>② 再床合わせ装置は、<u>戸開き状態で作動する</u>床合わせ補正装置であり、3(6)ドアゾーン行き過ぎ制御装置の安全装置が必要となる。</p> <p>③ 着床装置は、かごの着床時に着床範囲に停止出来るよう作動する装置。全機種に適用される。</p>									
3(6)ドアゾーン行き過ぎ制御装置	16年業務基準書P371 参照								
<p>かごが戸開き状態で再床合わせ装置が作動せずに再床合わせゾーン越えて走行しようとした場合、かごを自動的に停止させる装置。 (S60年制定により、それ以前の製品には適用されていない)</p>									
3(9)外部への連絡装置	16年業務基準書P373 参照								
<p>① 確認申請書に記載のない保守契約上で取り付けられた通信装置、監視装置は検査の対象ではない。</p> <p>② 建物側の改修等により、以下のような状況で機能を果たせない場合は「要是正」となる。</p> <p>a) 確認申請書に記載された機器が取り外されている場合</p> <p>b) 検査時に容易に立ち入ることのできない場所(施錠された管理室等)で確認が出来ない場合。</p> <p>c) シャッター等で覆われた場所に設置されており立ち入ることが出来ない場合。</p>									
4(5)プランジャーストッパーで停止したときのかごの頂部すき間(間接式エレベーターに限る)	16年業務基準書P378～P379 参照								
<p>プランジャーストッパーによりかごを停止させたときのかごの頂部すき間の測定値、又はかご床面と最上階床面との距離を測定し計算により算出したかごの頂部すき間の値を記入する。</p> <p>間接式の場合の頂部すき間の基準値(例) (昇降機の検査標準JIS A4302:2006による)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 5px;">上昇定格速度 (m/min)</th> <th style="padding: 5px;">頂部すき間 (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">30</td> <td style="padding: 5px;">約 3.8 以上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">45</td> <td style="padding: 5px;">約 5.4 以上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">60</td> <td style="padding: 5px;">約 7.6 以上</td> </tr> </tbody> </table>		上昇定格速度 (m/min)	頂部すき間 (cm)	30	約 3.8 以上	45	約 5.4 以上	60	約 7.6 以上
上昇定格速度 (m/min)	頂部すき間 (cm)								
30	約 3.8 以上								
45	約 5.4 以上								
60	約 7.6 以上								

4(9) 調速機ロープ		16年業務基準書P381 参照																						
<p>① 「調速機ロープ」には、素線切れ数を記入することを除き、「ロープ式エレベーター」解説2(3)に準じて記入する。</p> <p>② 他装置との関係</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: middle;"> 2(2) 調速機 4(9) 調速機ロープ 6(5) 張り車 </td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle; padding: 0 10px;">}</td> <td> 調速機のある機種では、調速機ロープ及び張り車(※)は必ず存在する。 (※) 調速機がピット設置の場合ピット張り車は不付。 </td> </tr> </table>				2(2) 調速機 4(9) 調速機ロープ 6(5) 張り車	}	調速機のある機種では、調速機ロープ及び張り車(※)は必ず存在する。 (※) 調速機がピット設置の場合ピット張り車は不付。																		
2(2) 調速機 4(9) 調速機ロープ 6(5) 張り車	}	調速機のある機種では、調速機ロープ及び張り車(※)は必ず存在する。 (※) 調速機がピット設置の場合ピット張り車は不付。																						
4(13) 施錠装置 (ヘリポート用エレベーター屋上の昇降路部の戸を除く)		16年業務基準書P383～P385 参照																						
<p>① 「施錠装置」とは、乗場戸等に設けられたインタロックスイッチをいう。</p> <p>② 乗場戸、非常着床用出入口の施錠装置が対象となる。また、昇降路救出口、エレベーター用点検口、煙感知器点検口のスイッチの作動状況も本項で判定する。(※)</p> <p>③ 煙感知器点検口</p> <p style="margin-left: 20px;">a) スイッチが設けられている場合に限り検査対象となり、スイッチが作動しない場合は「要是正」となる。</p> <p style="margin-left: 20px;">b) 設置されていない場合は「指摘なし」となる(煙感知器点検口スイッチは法令で定められていないため。従来はスイッチ不付きの場合に「既存不適格」としていたが、「既存不適格」項目対象外に改訂された。)</p> <p>(※) 昇降路救出口、エレベーター点検口、煙感知器点検口の施錠装置は、「4(12) 昇降路における壁又は囲い」項目で判定する。[16年業務基準書 P283 表による]</p>																								
5(5) 屋上の昇降路の開口部の戸		(ヘリポート用エレベーターに限る)																						
5(6) 屋上の柵及び警報装置		16年業務基準書P395～P396 参照																						
<p>① ヘリコプターの発着用に供される屋上に突出して停止するエレベーターで、屋上部分の昇降路の囲いの全部又は一部を有しないもの。</p> <p>② ヘリポート用エレベーター屋上部の床戸が難燃材料であることの確認</p> <p>③ 屋上部分の昇降路構造の確認</p> <p style="margin-left: 20px;">a) 屋上部分の昇降路を柵で囲む。</p> <p style="margin-left: 20px;">b) かごが屋上に突出して昇降する場合、警報を発する装置があること。</p>																								
6(4) 緩衝器及び緩衝材		16年業務基準書P398～P400 参照																						
<p>① 「緩衝器又は緩衝材」の「型式」には、該当するものを○で囲む。</p> <p>② 「劣化の状況」「作動の状況」及び「油量の状況」には、告示別表第 1(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲む。</p> <p>別表第2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 15%;">(い)検査項目</th> <th style="width: 25%;">(ろ)検査事項</th> <th style="width: 20%;">(は)検査方法</th> <th style="width: 30%;">(に)判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">6</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">4</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;">緩衝器及び緩衝材</td> <td>設置及び取付けの状況</td> <td>目視及び触診により確認する。</td> <td>制動装置告示第 2 号第六号の規定に適合しないこと、と又は取付けが堅固でないこと。</td> </tr> <tr> <td>劣化の状況</td> <td>目視により確認する。</td> <td>著しい損傷又は腐食があること。</td> </tr> <tr> <td>作動の状況(油入式のものに限る。)</td> <td>圧縮した後、復帰することを確認する。</td> <td>復帰しないこと。</td> </tr> <tr> <td>油量の状況(油入式のものに限る。)</td> <td>目視によりオイルゲージ等を確認する。</td> <td>イ. 油量が定量でないこと。 ロ. ドレン部から油漏れがあること。</td> </tr> </tbody> </table>						(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	6	4	緩衝器及び緩衝材	設置及び取付けの状況	目視及び触診により確認する。	制動装置告示第 2 号第六号の規定に適合しないこと、と又は取付けが堅固でないこと。	劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。	作動の状況(油入式のものに限る。)	圧縮した後、復帰することを確認する。	復帰しないこと。	油量の状況(油入式のものに限る。)	目視によりオイルゲージ等を確認する。	イ. 油量が定量でないこと。 ロ. ドレン部から油漏れがあること。
		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準																			
6	4	緩衝器及び緩衝材	設置及び取付けの状況	目視及び触診により確認する。	制動装置告示第 2 号第六号の規定に適合しないこと、と又は取付けが堅固でないこと。																			
			劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。																			
			作動の状況(油入式のものに限る。)	圧縮した後、復帰することを確認する。	復帰しないこと。																			
			油量の状況(油入式のものに限る。)	目視によりオイルゲージ等を確認する。	イ. 油量が定量でないこと。 ロ. ドレン部から油漏れがあること。																			
6(7) かご非常止め装置 (間接式エレベーターに限る)		16年業務基準書P401 参照																						
<p>① 該当する非常止め装置の形式を○で囲む</p> <p>② 定格速度に応じて使用される非常止め装置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">定格速度 (m/min)</th> <th style="width: 75%;">形 式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">45m/min以下</td> <td>早ぎき式 (次第ぎき式のものもある。) 調速機がない場合はスラックロープ式</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">45m/min超</td> <td>次第ぎき式 (おもり側に限り60m以下はスラック式でも可)</td> </tr> </tbody> </table>				定格速度 (m/min)	形 式	45m/min以下	早ぎき式 (次第ぎき式のものもある。) 調速機がない場合はスラックロープ式	45m/min超	次第ぎき式 (おもり側に限り60m以下はスラック式でも可)															
定格速度 (m/min)	形 式																							
45m/min以下	早ぎき式 (次第ぎき式のものもある。) 調速機がない場合はスラックロープ式																							
45m/min超	次第ぎき式 (おもり側に限り60m以下はスラック式でも可)																							

7 上記以外の検査項目

第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し検査結果等を記入する。なお、これらの項目がない場合は、6を削除してもよい。

検査結果表「特記事項」欄

第4章1項「主索又は鎖で吊るエレベーター」(3)「特記事項の記入例」(P414～415)を参照。

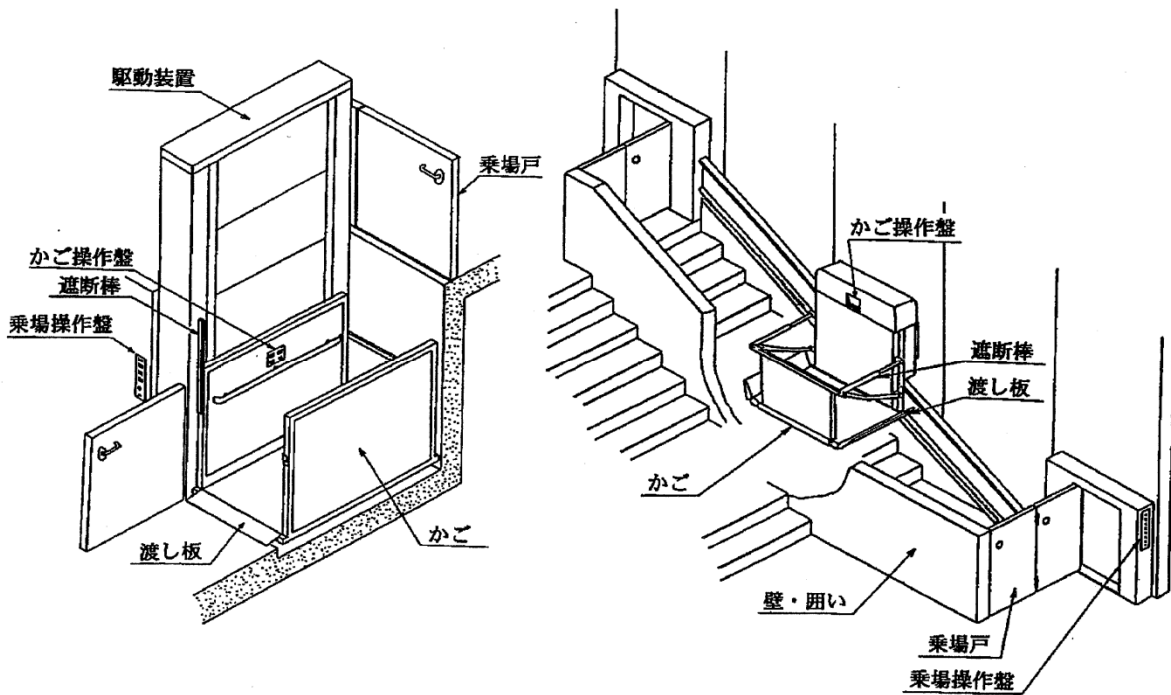
別添1・2 様式

別添1, 2様式に次の検査項目の写真の掲載と状況を記載する。(詳細 第7項別添様式 P471～を参照)

- ① 別添1の様式に従い、下記写真を添付する。
 - 2(3)「主索又は鎖」において、最も摩耗した主索又は鎖として掲げたもの、最も摩損した主索として掲げたもの及び錆びた摩耗粉により赤錆色に見える主索として掲げたものに関する写真(※)を添付する。但し、同一位置の場合は一枚の写真でよい。
 - (※)「錆」写真はカラーとする。
- ② 別添2様式に従い、下記写真を添付する。
 - a) 主索又は鎖を除く「要是正」又は「要重点点検」とされた検査事項(既存不適格の場合を除く。)における要是正又は要重点点検と指摘した写真
 - b) 「その他」改善要望する装置・部品の写真

3 段差解消機

(1) 基本構造図



「段差解消機」とは

車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が 15m以下で、かつ その床面積が 2.25 m²以下のものであって、昇降行程 4m以下のもの(鉛直型段差解消機) 又は階段及び斜行路に沿って昇降するもの(斜行型段差解消機)である。

(2) 検査結果表の記入要領

第三号 (A 4)

検査結果表

(第1第1項第3号に規定する昇降機)

		昇降機番号	
当該検査に関与した検査者(*)	代表となる検査者(*)	氏名	検査者番号
	その他の検査者(*)		

番号	検査項目	検査結果				担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
1	駆動装置(油圧式以外)(*) ↓ 駆動装置が油圧式の場合は抹消のこと。					
(1)	電動機					
(2)	減速機					
(3)	ブレーキ(*) 制動力 イ. かごに積載荷重の1.25倍の荷重を加え定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認 積載荷重の1.25倍の荷重(kg) 定格速度(m/min) mm ロ. かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認 制動距離の基準値(mm)					
(4)	ロープ式・巻胴式 主索(*) 駆動方式	径の状況 最も摩耗した主索の番号(番号を記入) % 直径(mm) 未摩耗直径(mm)				
		素線切れ 最も摩損した主索の番号(番号を記入) 本 該当する素線切れ判定基準() 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下 本				
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし) % 谷部が赤錆色に見える主索の番号(番号を記入) 本 直径(mm) 未摩耗直径(mm) 1構成より1ピッチ内の最大素線切れ数				
		当該する錆び及び錆びた摩耗粉判定基準() 本 (注意)⑩ 表1より選択記号で記入				
		主索本数(本数を記入 本) 要重点点検の主索の番号() 要是正の主索番号()				
		ラックピニオン式				
チェーンスプロケット式	鎖の摩耗 測定長さ(B)(mm) 基準長さ(A)(mm) 伸び率 %					
チェーンラックピニオン式	鎖の摩耗 測定長さ(B)(mm) 基準長さ(A)(mm) 伸び率 %					

イ、ロのいずれかを選択し、該当するものを○で囲むこと。

H26.04.01*

記入方法
ロープ式エレベーター2(3)参照

駆動方式で該当しない項目は抹消すること。

$$\text{伸び率}(\%) = \frac{B-A}{A} \times 100$$

要是正 = 1.5 %以上

- 【記載判例】
- ① 検査項目欄中、青字は「平成20国告第283号改正」による追加・変更を示す。
 - ② 検査項目欄中、黒太字は「記入例」を示す。
 - ③ 項目「(*)」は、別途解説有り
 - ④ 「既存不適格(*)」(例 H26.04.01*) は「設置時期」で指摘する耐震既存不適格を示す。

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既存 不適格	
2	駆動装置(油圧式)(*) ↓ 油圧式以外の場合は抹消すること。					
(1)	空転防止装置					
(2)	油圧パワーユニットの取付けの状況					
(3)	電動機及びポンプ					
(4)	油圧 パワー ユニ ット 圧力計					作動圧力(測定値)の常用圧力 (銘板値)に対する比率 150%以下
(5)	安全弁(*)	銘板値 (安全弁の作動圧力 MPa)	常用圧力の MPa)	%		
		測定値 (安全弁の作動圧力 MPa)				
(6)	逆止弁					
(7)	流量制御弁					
(8)	油タンク及び圧力配管					
(9)	作動油温度制御装置					
(10)	ストップバルブ					
(11)	高圧ゴムホース					H26.04.01*
(12)	圧力配管					H26.04.01*
(13)	パンタグラフ式(下枠及びアーム)					
(14)	ブランジャー					H26.04.01*
(15)	ブランジャーストッパー					
(16)	シリンダー					H26.04.01*
(17)	主索 又は 鎖	径の状況				
		最も摩損した主索の番号(番号を記入)	%			
		直径(mm) 未摩耗直径(mm)				
		素線切れ	1よりピッチ内の素線 切れ数	本		
		最も摩損した主索の番号(番号を記入) 該当する素線切れ判定基準() 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1構成より1ピッチ内 の最大素線切れ数	本		
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし) 谷部が赤錆色に見える主索の番号(番号を記入) 直径(mm) 未摩耗直径(mm) 当該する錆び及び錆びた摩耗粉判定基準()	1構成より1ピッチ内 の最大素線切れ数	本		
主索本数(本) 要重点点検の主索の番号() 要是正の主索番号()						
鎖	摩耗 最も摩損した鎖の番号()	伸び	%			
	測定長さ(B)(mm) 基準長さ(A)(mm)					
	鎖本数(本数を記入 本)					
	要重点点検の鎖の番号() 要是正の鎖の番号()					
						$\frac{B-A}{A} \times 100$
(18)	主索又は鎖の伸び					
(19)	主索又は鎖の張り					
(20)	主索又は鎖の取付部					H26.04.01*
(21)	主索又は鎖の緩み検出装置					S34.01.01 S57.12.01
3	共通					
(1)	救出装置					
(2)	開閉器及び遮断器					
(3)	接触器、継電器及び運転制御用基板					
(4)	ヒューズ					
(5)	制御器	絶縁: 電動機の回路(300V以下・300V超)	MΩ			
		(*)	MΩ			
		制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路	MΩ			
		制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ			
(6)	接地					
(7)	耐震対策(*)					S56.06.01 H21.09.28 H26.04.01*
(8)	速度 定格速度(m/min)(*)	第二面と 同一速度を記入	上昇 下降	m/min m/min		

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既存 不適合	
4	かご室					
(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床				H21.09.28	
(2)	かごの戸又は可動式の手すり				H21.09.28	
(3)	かごの戸又は可動式の手すりのスイッチ					
(4)	かご操作盤及び表示器					
(5)	リモートコントロールスイッチ					
(6)	外部への連絡装置					
(7)	非常停止スイッチ					
(8)	用途、積載量及び最大定員の標識					
(9)	車止め					
(10)	かごの床先と出入口の床先との水平距離				H21.09.28	
(11)	かご非常止め装置(*) 形式：速度検出式・緩み検出式					該当する方式を○で囲む
(12)	かごのガイドシュー等				H26.04.01*	
(13)	かごの折りたたみ機構					
(14)	かごの着脱機構					
(15)	運転キー					
5	乗り場及び昇降路					
(1)	乗り場の操作盤					
(2)	乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチ					
(3)	ドアロック					
(4)	非常停止スイッチ					
(5)	乗り場の戸又は可動式の手すり				H21.09.28	
(6)	ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ					
(7)	移動ケーブル及びトロリー					
(8)	昇降路側壁等の囲い				H21.09.28	
(9)	ガイドレール及びレールブラケット				H21.09.28*	
(10)	ガイドレール、駆動装置等のカバー					
(11)	障害物検出装置					
(12)	折りたたみレール					
6	上記以外の検査項目(*)					
特記事項(*)						
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月	

共通	
<p>① この書類は、昇降機ごとに作成する。</p> <p>② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添える。</p> <p>③ 「昇降機番号」欄には、定期検査報告書第二面5欄の番号を記入する。</p> <p>④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象の段差解消機に適用されないことが明らかなものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消する。</p> <p>⑤ 検査結果欄の「要是正」「要重点点検」「指摘無し」は「平成 20 年国土交通省告示第 283 号 別表第 3 段差解消機『(に)判定基準』」(第1章 P85～95 参照)に従い判定をする。</p>	
検査者欄	
<p>① 「当該検査に関与した検査者」欄は、定期検査報告書第二面3欄に記入した検査者について記入する。</p> <p>② 「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入する。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除してもよい。</p> <p>③ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しない。</p>	
1 駆動装置(油圧以外)	
駆動装置が油圧式の場合は抹消する。	
1(3) ブレーキ	16 年業務基準書 P418～P419 参照
<p>「制動力」には、かごに積載荷重の 1.25 倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「イ。」を○印で囲み、積載荷重の 1.25 倍の荷重の値及び定格速度を記入する。かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「ロ。」を○印で囲み、無負荷時の定格速度の状態における制動距離の基準値を記入する。右欄には検査で測定した制動距離を記入する。</p>	
1(4) 駆動方式(ロープ式・巻胴式)主索	16 年業務基準書 P419～P425 参照
2(17)主索(間接式エレベーターに限る)又は鎖	16 年業務基準書 P435～P436 参照
<p>① 該当しない項目を抹消する。</p> <p>② 「主索」項目 「主索」項目は、「ロープ式エレベーター」解説 2(3)に準じて記入する。</p> <p>③ 「チェーンプロケット式・チェーンラックピニオン式」項目</p> <p>a) 「チェーンプロケット式」及び「チェーンラックピニオン式」の「鎖の摩耗」の「測定長さ」には、その鎖の最も摩耗の進んだ部分の長さを、「基準長さ」は鎖車にかからない部分で摩耗していない鎖の長さを記入する。また、右欄に現在の長さの基準長さに対する伸び率を記入する。</p> <p>b) 最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較してその伸びが1.5%以上であれば、「要是正」となる。</p> <p>④ 2(17)鎖項目</p> <p>a) 「伸び」には、最も摩耗した鎖の番号を記入するとともに、「測定長さ」は、その鎖の最も摩耗が進んだ部分の長さを、「基準長さ」は、鎖車にかからない部分で摩耗していない鎖の長さを記入する。また、右欄に現在の長さの基準長さに対する伸び率を記入する。</p> <p>b) 最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較してその伸びが1.5%以上であれば、「要是正」となる。</p> <p>c) 「鎖本数」には、鎖の本数を記入する。また、「要重点点検の鎖」及び「要是正の鎖」には、それぞれ該当するすべての鎖番号を記入する。</p>	
2 駆動装置(油圧式)	
駆動装置が油圧式以外の場合は抹消する。	

2(5)安全弁	16年業務基準書 P429～P430 参照															
<p>① 「銘板値」には、安全弁の作動圧力の銘板値を記入することとし、安全弁の作動圧力の銘板値がない場合は、常用圧力の銘板値を記入する。「測定値」には、安全弁の作動圧力の測定値を記入する。右欄には、左欄に常用圧力の銘板値が記入した場合のみ安全弁の作動圧力の測定値の常用圧力の銘板値に対する比率を記入する。</p> <p>② 常用圧力に対し、作動圧力が 150%を超えた場合には「要是正」</p>																
3(5)絶縁	16年業務基準書 P440～P441 参照															
<p>該当する回路及び電圧区分を○で囲んだ上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入する。</p> <p>回路の絶縁抵抗値 (JIS A 4302-2006)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回路の用途</th> <th>回路の使用電圧</th> <th>絶縁抵抗値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電動機の回路</td> <td>300Vを超えるもの</td> <td>0.4MΩ以上</td> </tr> <tr> <td>300V以下のもの</td> <td>0.2MΩ以上</td> </tr> <tr> <td>制御回路</td> <td rowspan="2">150Vを超え300V以下のもの</td> <td rowspan="2">0.2MΩ以上</td> </tr> <tr> <td>信号回路</td> </tr> <tr> <td>照明回路</td> <td>150V以下のもの</td> <td>0.1MΩ以上</td> </tr> </tbody> </table>		回路の用途	回路の使用電圧	絶縁抵抗値	電動機の回路	300Vを超えるもの	0.4MΩ以上	300V以下のもの	0.2MΩ以上	制御回路	150Vを超え300V以下のもの	0.2MΩ以上	信号回路	照明回路	150V以下のもの	0.1MΩ以上
回路の用途	回路の使用電圧	絶縁抵抗値														
電動機の回路	300Vを超えるもの	0.4MΩ以上														
	300V以下のもの	0.2MΩ以上														
制御回路	150Vを超え300V以下のもの	0.2MΩ以上														
信号回路																
照明回路	150V以下のもの	0.1MΩ以上														
3(7)耐震対策	16年業務基準書 P441～P443 参照															
耐震検査判定有り。基準書にて検査項目を確認する。																
3(8)速度	16年業務基準書 P443 参照															
定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入する。																
4(11) かご非常止め装置	16年業務基準書 P448～P449 参照															
該当しないものを取消線で抹消する。																
6 上記以外の検査項目																
<p>① 第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し検査結果等を記入する。なお、これらの項目がない場合は、7は削除してもよい。</p> <p>② 対象部分の名前、検査方法、検査結果等を記入する。</p>																

検査結果表「特記事項」欄

第4章1項「主索又は鎖で吊るエレベーター」(3)「特記事項の記入例」(P414～415)を参照。

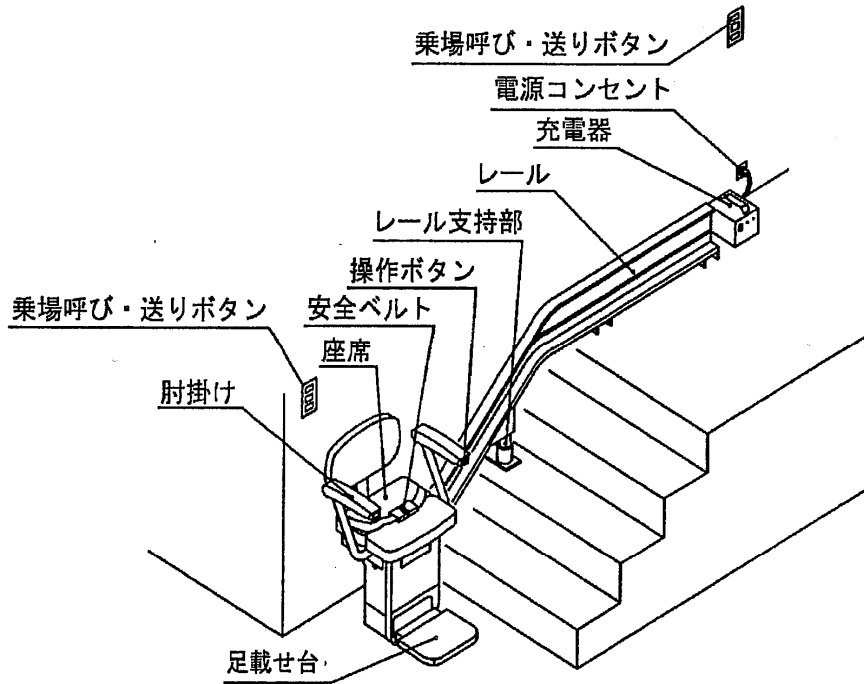
別添1・2 様式

別添1, 2様式に次の検査項目の写真の掲載と状況を記載する。(詳細 第7項別添様式 P471～ を参照)

- ① 別添1の様式に従い、下記写真を添付する。
 - a) 1(4)「駆動方式」、2(17)「主索又は鎖」において、最も摩耗した主索又は鎖として掲げたもの、最も摩損した主索として掲げたもの及び錆びた摩耗粉により赤錆色に見える主索として掲げたものに関する写真(※)を添付する。但し、同一位置の場合は一枚の写真でよい。
(※)「錆」写真はカラーとする。
 - b) ブレーキパッドの状況に関する写真を添付する。
- ② 別添2様式に従い、下記写真を添付する。
 - a) 主索又は鎖・ブレーキパッドを除く「要是正」又は「要重点点検」とされた検査事項(既存不適格の場合を除く。)における要是正又は要重点点検と指摘した写真
 - b) 「その他」改善要望する装置・部品の写真

4 いす式階段昇降機

(1) 基本構造図



「いす式階段昇降機」とは

階段及び昇降路に沿って一人の者がいすに座った状態で昇降するエレベーターで、定格速度が9 m以下のものである。

(2) 検査結果表の記入要領

別記第四号 (A 4)

検査結果表

(第1第1項第4号に規定する昇降機)

		昇降機番号		
当該検査に関与した検査者	代表となる検査者(*)	氏名		
	その他の検査者(*)	検査者番号		
番号	検査項目	指摘なし	検査結果 要重点点検 要是正 既存不適格	担当検査者番号
1	駆動装置			
(1)	開閉器及び遮断器			
(2)	接触器、継電器及び運転制御用基板			
(3)	ヒューズ			
(4)	制御器	絶縁: 電動機の回路 (300V以下・300V超)	MΩ	
	(*) 制御器等の回路の300Vを超える回路	MΩ		
	制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路	MΩ		
	制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ		
(5)	接地			
(6)	電動機			
(7)	減速機			
(8)	ブレーキ(*)	制動力		
		イ. いすに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認 積載荷重の1.25倍の荷重 (kg) 定格速度 (m/min) ロ. かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認 制動距離の基準値 (mm)	mm	
(9)	駆動方式(*)	摩擦式(駆動ローラー)		H26.04.01*
		ラックピニオン式		
		チェーンプロケット式	鎖の摩耗 測定長さ(B) (mm) 基準長さ(A) (mm)	伸び率 %
	チェーンラックピニオン式	鎖の摩耗 測定長さ(B) (mm) 基準長さ(A) (mm)	伸び率 %	
(10)	鎖の緩み検出装置			S34.01.01 S57.12.01
(11)	駆動装置等のカバー			
(12)	かご非常止め装置(*)	該当する形式を○で囲む		
	形式: 速度検出式 ・ 緩み検出式			
(13)	かごのガイドシュー等			H26.04.01*
(14)	ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ			
(15)	充電池	実測値は定格速度の125%以下であること。		
(16)	駆動装置等の耐震対策(*)			S56.06.01 H21.09.28 H26.04.01*
(17)	速度 定格速度(m/min)(*) 第二面と同一の速度を記入	上昇 下降	m/min m/min	

【記載凡例】
 ① 項目「(*)」は、別途解説有り
 ② 「既存不適格(*)」(例 H21.09.28)は「設置時期」で指摘する耐震既存不適格を示す。

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既存 不適格	
2	いす関係					
(1)	いす部					
(2)	いす操作盤のボタン等及び操作レバー				H21.09.28*	
(3)	いすの回転装置					
(4)	用途、積載量及び最大定員の標識					
(5)	障害物検出装置					
(6)	運転キー					
(7)	安全ベルト					
(8)	いすの折りたたみ機構					
3	乗り場及び階段					
(1)	乗り場の押しボタン等					
(2)	リモートコントロールスイッチ					
(3)	ガイドレール及びレールブラケット				H26.04.01*	
(4)	折りたたみレール					
(5)	移動ケーブル及びトロリー					
(6)	充電装置					
(7)	耐震対策(*)				S56.06.01 H2109.28*	
4	上記以外の検査項目(*)					
特記事項(*)						
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善 (予定) 年月	

共通														
① この書類は、昇降機ごとに作成する。 ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添える。 ③ 「昇降機番号」欄には、定期検査報告書第二面5欄の番号を記入する。 ④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象のいす式階段昇降機に適用されないことが明らかなものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消する。 ⑤ 検査結果欄の「要是正」「要重点点検」「指摘無し」は「平成 20 年国土交通省告示第 283 号 別表第4 いす式階段昇降機『(に)判定基準』(第1章 P96～100 参照)に従い判定をする。														
検査者欄														
① 「当該検査に関与した検査者」欄は、定期検査報告書第二面3欄に記入した検査者について記入する。 ② 「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入する。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除してもよい。 ③ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しない。														
1(4)絶縁	16年業務基準書 P463 参照													
該当する回路及び電圧区分を○で囲んだ上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入する。 回路の絶縁抵抗値(JIS A 4302-2006)														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>回路の用途</th> <th>回路の使用電圧</th> <th>絶縁抵抗値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電動機の回路</td> <td>300Vを超えるもの</td> <td>0.4MΩ以上</td> </tr> <tr> <td>300V以下のもの</td> <td>0.2MΩ以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御回路 信号回路 照明回路</td> <td>150Vを超え300V以下のもの</td> <td>0.2MΩ以上</td> </tr> <tr> <td>150V以下のもの</td> <td>0.1MΩ以上</td> </tr> </tbody> </table>	回路の用途	回路の使用電圧	絶縁抵抗値	電動機の回路	300Vを超えるもの	0.4MΩ以上	300V以下のもの	0.2MΩ以上	制御回路 信号回路 照明回路	150Vを超え300V以下のもの	0.2MΩ以上	150V以下のもの	0.1MΩ以上	
回路の用途	回路の使用電圧	絶縁抵抗値												
電動機の回路	300Vを超えるもの	0.4MΩ以上												
	300V以下のもの	0.2MΩ以上												
制御回路 信号回路 照明回路	150Vを超え300V以下のもの	0.2MΩ以上												
	150V以下のもの	0.1MΩ以上												
1(8)ブレーキ	16年業務基準書 P465～P466 参照													
「制動力」には、いすに積載荷重の 1.25 倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「イ。」を○印で囲み、積載荷重の 1.25 倍の荷重の値及び定格速度を記入する。かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「ロ。」を○印で囲み、無負荷時の定格速度の状態における制動距離の基準値を記入する。右欄には検査で測定した制動距離を記入する。														
1(9)駆動方式	16年業務基準書 P466～P468 参照													
① 該当しない項目を取消線で抹消した上で、「チェーン sprocket 式」及び「チェーンラックピニオン式」の「鎖の伸び」のうち「測定長さ」には、その鎖の摩耗した部分の長さを、「基準長さ」には、鎖車にかからない部分で摩耗していない鎖の長さを記入する。また、右欄に現在の長さの基準長さに対する伸び率を記入する。 ② 最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較してその伸びが 1.5%以上 であれば、「 要是正 」となる。														
1(12)かご非常止め装置(かご非常止め装置が必要なものに限る)	16年業務基準書 P469 参照													
該当する形式には、○で囲む。														
1(16)駆動装置等の耐震対策	3(7)耐震対策													
① 駆動装置及び制御器の取り付け状況を目視又は触診により確認する。														
1(17)速度	16年業務基準書 P472 参照													
① 定格速度を記入するとともに、右欄に無負荷運転時のかごの上昇時及び下降時の速度を測定し記入する。 ② 実測速度が定格速度の 125% を超えていると「 要是正 」となる。														

4 上記以外の検査項目

- ① 第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し検査結果等を記入する。なお、これらの項目がない場合は、7は削除してもよい。
- ② 対象部分の名前、検査方法、検査結果等を記入する。

検査結果表「特記事項」欄

第4章1項「主索又は鎖で吊るエレベーター」(3)「特記事項の記入例」(P414～415)を参照。

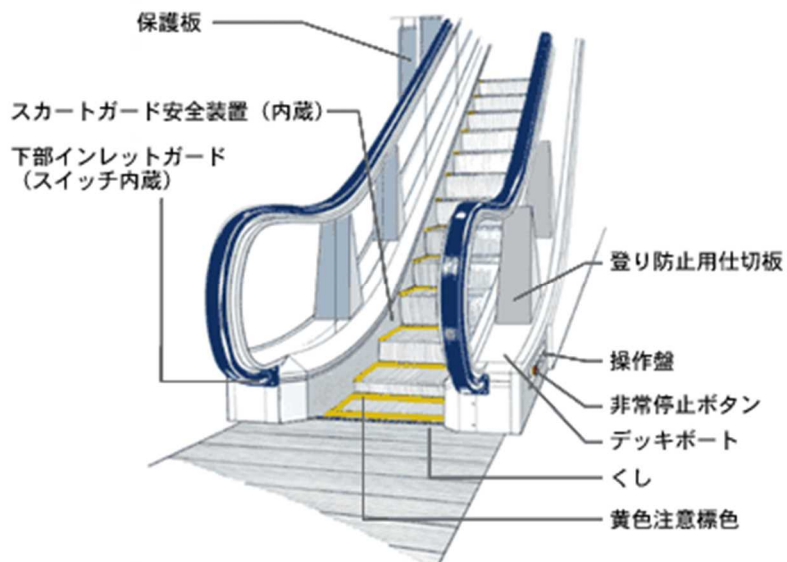
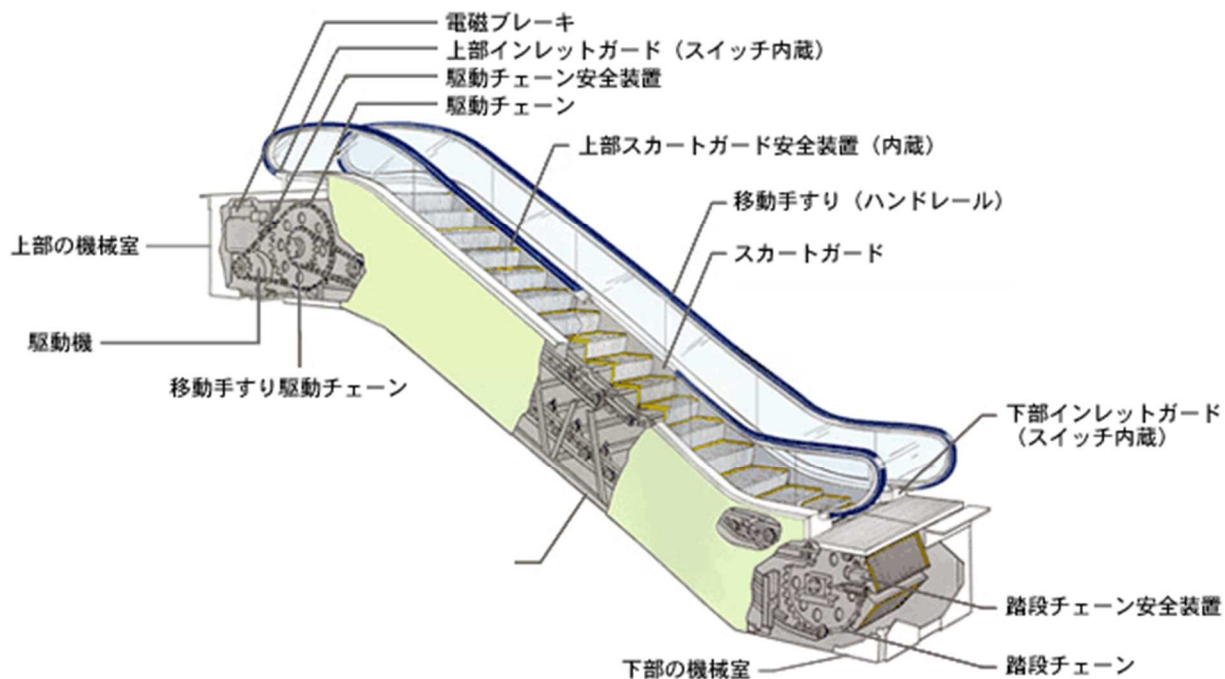
別添1・2 様式

別添1, 2様式に次の検査項目の写真の掲載と状況を記載する。(詳細 第7項別添様式 P471～を参照)

- ① 別添1の様式に従い、下記写真を添付する。
ブレーキパッドの状況に関する写真を添付する。
- ② 別添2様式に従い、下記写真を添付する。
 - a) ブレーキパッドを除く「要是正」又は「要重点点検」とされた検査事項(既存不適合の場合を除く。)における要是正又は要重点点検と指摘した写真
 - b) 「その他」改善要望する装置・部品の写真

5 エスカレーター

(1)基本構造図



(2) 検査結果表の記入要領

別記第五号（A4）

検査結果表

（第1第1項第5号に規定する昇降機）

番号	検査項目	検査結果				担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
当該検査に関与した検査者		氏名				検査者番号
代表となる検査者(*)						
その他の検査者(*)						
		昇降機番号				
1	機械室					
(1)	機械室内の状況					
(2)	開閉器及び遮断器					
(3)	制御器 接触器、継電及び運転制御用基板	電動機主回路接触器の主接点(*) 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()	適・否・確認不可			
		ブレーキ用接触器の接点(*) 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、	適・否・確認不可			
(4)	ヒューズ					
(5)	絶縁：電動機の回路(300V以下)	300V超	MΩ			
	(*) 制御器等の回路の300Vを超える回路		MΩ			
	制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路		MΩ			
	制御器等の回路の150V以下の回路		MΩ			
(6)	接地					
(7)	電動機					
(8)	ブレーキ(*)	しゅう動面への油の付着の状況	適・否			
		パッドの厚さ イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 () mm () mm 要是正となる基準値 () mm () mm ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 () mm	右(上) mm 左(下) mm			

ロープ式エレベーター1(6)参照

該当する項目を○で囲む

検査事項が対象エスカレーターに適用されない場合は取り消し線で抹消する。

イ、ロのいずれかを選択し、該当するものを○で囲むこと

製造者の判定基準が「測定値」以外の(限界マーク等)の基準をしている場合は()にその内容を記入する。

パッドが左右・上下2ヶ所ある場合はそれぞれの測定寸法を明記する

複数のブレーキを持つエスカレーターでは、製造者が「イ」の基準を定めている場合パッドの残存厚みが最も小さいブレーキについて判定すること。

【記載凡例】
 ① 検査項目欄中、青字は「平成20国第283号改正」による追加・変更を示す。
 ② 検査項目欄中、黒太字は「記入例」を示す。
 ③ 項目「(*)」は、別途解説有り

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既存 不適格	
(8)	ブランジャーストロック イ. 構造上対象外 ロ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm) ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)					
	非常停止時の踏段停止距離測定 $V = \text{定格速度}$ → $(V^2)9 \leq \text{踏段停止距離} \leq 600\text{mm}$					
(9)	減速機					
(10)	駆動鎖の張りの状況(*) イ. 製造者が指定する 要是正となる基準値 (mm・%) ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要是正となる基準値 (mm・%)					
	スプロケットと駆動鎖のかみ合いの状況(*)					適・否
	駆動鎖の伸び イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm・%) 要是正となる基準値 (mm・%) ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm・%) 要是正となる基準値 (mm・%)					mm・%
	駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれ(*) イ. 構造上対象外 ロ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm・%) 要是正となる基準値 (mm・%) ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm・%) 要是正となる基準値 (mm・%)					mm・%
	二. 歯面を目視により確認					適・否
	給油の状況					適・否
(11)	踏段反転装置					
2 昇降口						
(1)	ランディングプレート					
(2)	くし板					
(3)	くし板及び踏段のかみ合い					
(4)	インレットガード					
(5)	昇降起動スイッチ					
(6)	警報及び運転休止スイッチ					
(7)	速度 (定格速度: m/min)(*) 報告書二面と同じであること					上昇 } m/mi 下降 } m/mi
3 中間部						
(1)	ハンドレール駆動装置					
(2)	ハンドレール					
(3)	内側板					

通常、使用している定格速度での停止距離を記入する。

エスカレーター多段式の場合は全ての速度を記入。
例:(30・40・45)

通常使用している定格速度の実測値を記入。
定格速度の110%以上は「要是正」となる。

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既存 不適格	
(4)	階段					
(5)	階段レール又はローラー					
(6)	階段鎖、ベルト又は踏 段相互のすき間(*)	階段鎖の給油の状況		適・否		
		ベルトの劣化の状況		適・否		H12..06.01
		階段相互のすき間		mm		
(7)	スカートガード			5.0mm以下		H12..06.01
4 安全装置		要重点点検=4.75mm超 要是正 =5.0mm超				
(1)	インレットスイッチ					S56.06.01
(2)	非常停止ボタン					
(3)	スカートガードスイッチ					S56.06.01
(4)	階段鎖安全スイッチ又はベルト安全スイッチ					
(5)	階段浮上り検出装置	駆動鎖切断時停止スイッチがある場合のみ検査対象となる				
(6)	駆動鎖切断時 停止装置(*)	作動の状況		適・否		
		可動部の状況	中間駆動方式の場合は対象外	適・否		
		設定の状況		適・否		
(7)	ハンドレール停止検出装置					
5 安全対策		該当しない項目は、項目毎に横線で抹消する。				
(1)	交差部固定保護板					H12.06.01
(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵					
(3)	落下物防止網					
(4)	階段上直部の障害物					
(5)	交差部可動警告板					
(6)	階段面注意標識					
(7)	登り防止用仕切板					
(8)	防火区画を形成するシャッター又は戸との連動停止装置					
6 その他						
(1)	車いす搬送用階段					
7 上記以外の検査項目(*)		点検事項が点検の対象エレベーターに適用されない場合は、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取り消し線で抹消する。				
特記事項(*)						
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善 (予定) 年月	
5 (1)	交差部固定保護板	設置構造上不要	現行法令で設置義務があるため、設置不要の時は必ず理由を記入する。			
5 (3)	落下防止網	設置構造上不要	安全対策が不要な場合の記入例			
5 (7)	登り防止用仕切板	設置構造上不要				
		進入防止柵等の設置が必要であるが、当初から設置されていない場合の記入例				
5 (2)	転落防止柵、進入防止 用仕切板及び誘導柵	エスカレーターとエスカレーターとの間が200mm以上あるが進入防止柵等が設置されていないため子供の進入の恐れがある。		不適合ではないが安全性を向上させるために、進入防止(板)柵の設置を要望する。		

共通																		
<p>① この書類は、昇降機ごとに作成する。</p> <p>② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添える。</p> <p>③ 「昇降機番号」欄には、定期検査報告書第二面5欄の番号を記入する。</p> <p>④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象のエスカレーターに適用されないことが明らかなものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消する。</p> <p>⑤ ⑤ 検査結果欄の「要是正」「要重点点検」「指摘無し」は「平成 20 年国土交通省告示第 283 号別表第 5 エスカレーター『(に)判定基準』(第1章 P101～106 参照)に従い判定をする。</p>																		
検査者欄																		
<p>① 「当該検査に関与した検査者」欄は、定期検査報告書第二面3欄に記入した検査者について記入する。</p> <p>② 「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入する。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除してもよい。</p> <p>③ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しない。</p>																		
1(3) 制御器(接触器、継電器及び運転制御用基板)		16 年業務基準書 P339～P340 参照																
接触器は、「ロープ式エレベーター」解説 1(6)に準じて記入する。																		
1(5) 絶縁		16 年業務基準書 P487 参照																
<p>該当する回路及び電圧区分を○で囲んだ上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入する。</p> <p>回路の絶縁抵抗値(JIS A 4302-2006)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">回路の用途</th> <th style="width: 50%;">回路の使用電圧</th> <th style="width: 30%;">絶縁抵抗値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電動機の回路</td> <td>300Vを超えるもの</td> <td>0.4MΩ以上</td> </tr> <tr> <td>300V以下のもの</td> <td>0.2MΩ以上</td> </tr> <tr> <td>制御回路 信号回路 照明回路</td> <td>150Vを超え300V以下のもの</td> <td>0.2MΩ以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>150V以下のもの</td> <td>0.1MΩ以上</td> </tr> </tbody> </table>			回路の用途	回路の使用電圧	絶縁抵抗値	電動機の回路	300Vを超えるもの	0.4MΩ以上	300V以下のもの	0.2MΩ以上	制御回路 信号回路 照明回路	150Vを超え300V以下のもの	0.2MΩ以上		150V以下のもの	0.1MΩ以上		
回路の用途	回路の使用電圧	絶縁抵抗値																
電動機の回路	300Vを超えるもの	0.4MΩ以上																
	300V以下のもの	0.2MΩ以上																
制御回路 信号回路 照明回路	150Vを超え300V以下のもの	0.2MΩ以上																
	150V以下のもの	0.1MΩ以上																
1(8) ブレーキ		16 年業務基準書 P488～P492 参照																
<p>① 「しゅう動面への油の付着の状況」は、目視によりドラム又はディスクのパッドのしゅう動面に制動力又は保持力に影響を与えるおそれがある油の付着を確認し、「適」「否」の判定を行う。</p> <p>② 「パッドの厚さ」</p> <p>a) 「イ」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入する。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準により判定した場合は、「ロ」を○で囲んだ上で、左欄に要是正となる基準を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入する。</p> <p>b) 製造者の判定基準が「測定値」以外(限界マーク等)の基準を指定している場合は、()内にその内容を記入する。</p> <p>c) パッドが左右・上下の2箇所にある場合は、例のように左右・上下を明記したうえでそれぞれの測定寸法を明記する。(上下の場合は、右→上・左→下に書き換える)</p> <p>d) <例></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">(8)</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">ブレーキ</td> <td style="width: 50%;"> パッドの厚さ イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 () mm 要是正となる基準値 () mm ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 () mm 要是正となる基準値 () mm </td> <td style="width: 25%; text-align: center; border: 2px dashed red;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 右 mm </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> 左 mm </div> </td> </tr> </table> <p>■パッドの左右判別表(本表に該当しない場合は特記事項欄にパッドの左右判別の方法を記す)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">ブレーキタイプ</th> <th style="width: 40%;">構造又は構成</th> <th style="width: 40%;">左右の見分け方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>横型電動機の同心軸上にブレーキが配置</td> <td>電動機側から見て左右を判別</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>縦型電動機の同心軸上にブレーキが配置</td> <td>エスカレーターを下部側から見上げた時に左右を判別</td> </tr> <tr> <td>タイプ3</td> <td>同心軸上にて回転するパッドにより制動する構造</td> <td>1箇所のため左右判別不要</td> </tr> </tbody> </table>			(8)	ブレーキ	パッドの厚さ イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 () mm 要是正となる基準値 () mm ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 () mm 要是正となる基準値 () mm	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 右 mm </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> 左 mm </div>	ブレーキタイプ	構造又は構成	左右の見分け方	タイプ1	横型電動機の同心軸上にブレーキが配置	電動機側から見て左右を判別	タイプ2	縦型電動機の同心軸上にブレーキが配置	エスカレーターを下部側から見上げた時に左右を判別	タイプ3	同心軸上にて回転するパッドにより制動する構造	1箇所のため左右判別不要
(8)	ブレーキ	パッドの厚さ イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 () mm 要是正となる基準値 () mm ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 () mm 要是正となる基準値 () mm	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 右 mm </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> 左 mm </div>															
ブレーキタイプ	構造又は構成	左右の見分け方																
タイプ1	横型電動機の同心軸上にブレーキが配置	電動機側から見て左右を判別																
タイプ2	縦型電動機の同心軸上にブレーキが配置	エスカレーターを下部側から見上げた時に左右を判別																
タイプ3	同心軸上にて回転するパッドにより制動する構造	1箇所のため左右判別不要																

<p>1(8)ブレーキ</p> <p>e) 前回数との比較確認 検査時に製造者の基準を満たしていても、前回検査からのパッドの摩耗量(初回検査の場合は初期値)を今回検査時の厚みから引いた場合に、次回検査までに「要是正」の厚さとなる恐れのある場合は、「要是正」と判定すること。前回検査時の値は、前回検査の検査結果表の値、もしくは前回検査の同一検査会社の場合は、その会社の蓄積データを用いる。 前回検査(初回検査の場合は初期値)の測定値を確認できない場合は「要重点点検」と判定すること。(16年業務基準書 P232)</p> <p>【注意】複数のブレーキを持つエスカレーター 製造者が「イ」の基準を定めている場合、パッドの残存厚みが最も小さいブレーキについて判定すること。製造者が「イ」の基準を定めていない場合、すべてのブレーキについて、前回の定期検査時からの摩耗量より判定する。</p> <p>③ プランジャーストローク</p> <p>a) プランジャーストローク測定は、要改善ブレーキに該当するブレーキに対して実施する。要改善ブレーキは「ロープ式エレベーター」解説 1(14)を参照のこと。なお、「エレベーター」と記載されている箇所は「エスカレーター」「動く歩道」と読み替える。</p> <p>b) 要改善ブレーキ指定以外のブレーキは、構造上対象外として、「イ」を○で囲む。1(14)項でのプランジャーストローク測定・記入は不要。但し、製造者が検査を指定する場合は、「上記以外の検査項目」「特記事項」欄に製造者指示に従い記入する。</p> <p>c) 要改善ブレーキは 製造者が指定する基準値は、「ロ」を○で囲んだ上で、製造者が指定する要重点点検、及び要是正となる基準値を記入する。検査実測値は、右欄に記入し、基準値と比較し判定をする。製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない場合は、「ハ」を○で囲んだ上で、点検者が要重点点検、要是正の基準値を設定し記入する。</p> <p>④ 「非常停止時の踏段停止距離測定」</p> <p>a) 右欄には測定した停止距離を記入する。「非常停止時の踏段停止距離」の実測値は、通常使用している定格速度で測定し記入する。</p> <p>b) 「動く歩道」において、「非常停止時の踏段停止距離」基準値が異なる場合は、検査項目の基準値を訂正するか、もしくは検査項目の基準値を抹消の上、定期検査報告書第二面 8.備考欄に基準値を明記する。</p>	<p>16年業務基準書 P488～P492 参照</p> <p>16年業務基準書 P493～P495 参照</p>
<p>1(10)駆動鎖</p> <p>① 駆動鎖の張りの状況 「イ」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入する。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ」を○で囲んだ上で、左欄に要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入する。</p> <p>② スプロケットと駆動鎖のかみ合いの状況 スプロケットと駆動鎖のとのかみ合いに異常な音や振動がない場合は「適」を、ある場合には「否」を○で囲み「要是正」と判定する。</p> <p>③ 駆動鎖の伸び 「イ」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入する。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準により判定した場合は、「ロ」を○で囲んだ上で、右欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入する。</p>	<p>16年業務基準書 P493～P495 参照</p>

1(10)駆動鎖	16年業務基準書 P493～P495 参照																
<p>⑤ 駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれ 駆動スプロケットと従動スプロケットの芯が常に一定となる案内構造を用いており、駆動鎖交換時又は張力調整時に芯ずれ調整が不要の場合は「イ」を○で囲む。「イ」に該当しない場合は、「ロ」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入する。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ハ」を○で囲んだ上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入する。 歯面を目視により確認した場合は、「ニ」を○で囲んだ上で、スプロケットの歯面に傷もしくは欠損がない場合には「適」を、ある場合には「否」を○で囲み「要是正」と判定をする。</p> <p>⑥ 給油の状態 明らかな油切れもしくは駆動鎖のリンクがスプロケット間のスパンで錆等により屈曲したままの状態が発生している場合、又はき裂、割れがある場合は「要是正」と判定する。</p>																	
2(7)速度	16年業務基準書 P497 参照																
<p>① 定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入する。 ② 多段式速度の場合は全ての速度を記入する。無人時微速度運転は対象外。 <例>(30・40・45 m/min) ③ 実測値は通常使用している定格速度で測定し記入する。 ④ 定格速度の110%を超えている場合は「要是正」と判定する。</p>																	
3(6) 階段鎖、ベルト又は階段相互のすき間	16年業務基準書 P500～P501 参照																
<p>① 階段鎖の給油の状況 給油が適切なきは「適」を、適切でないときは「否」を○で囲み「要是正」と判定する。 ② ベルトの劣化の状況 a) 当該ベルトは階段を指す。よって、動く歩道ベルト式が対象となる。 b) ベルトに剥離、摩耗、亀裂又はたるみが内場合は「適」を、ある場合は「否」を○で囲み「要是正」と判定する。 ③ 階段相互のすき間 a) 右欄に検査で測定した階段相互のすき間を記入する。 b) すき間が4.75mmを超えた場合は「要重点点検」とし、5mmを超えた場合は「要是正」と判定する。</p>																	
4(6) 駆動鎖切断時停止装置	16年業務基準書 P504～P505 参照																
<p>「駆動鎖切断時停止装置」とは、駆動機の動力を駆動鎖で階段鎖歯車に伝える方式のものにおいて、駆動鎖が切断したときに作動して駆動鎖安全スイッチより電動機を止めるとともに、停止機構により階段の下降を停止する装置 ① 駆動鎖切断時停止スイッチがある場合にのみ検査対象となる。 ② 「動作の状況」、「可動部の状況」及び「設定の状況」には、別表第5(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲み、「要是正」「要重点点検」の判定をする。</p> <p>■別表第5</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 15%;">(イ)検査項目</th> <th style="width: 15%;">(ロ)検査事項</th> <th style="width: 30%;">(ハ)検査方法</th> <th style="width: 35%;">(ニ)判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">4 安全 装置</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">(六) 駆動鎖切断時 停止装置</td> <td>作動の状況</td> <td>スイッチを作動させ、昇降機が停止すること又はスイッチを作動させた状態で昇降機が起動しないことを確認する。</td> <td>昇降機が停止することを確認する場合にあっては昇降機が停止しないこと、昇降機が起動しないことを確認する場合にあっては昇降機が起動すること。</td> </tr> <tr> <td>可動部の状況</td> <td>目視及び触診により確認する。</td> <td>イ 可動部の動きが円滑でないこと。 ロ 給油すべき箇所の給油が不十分であること。</td> </tr> <tr> <td>設定の状況</td> <td>駆動鎖切断を検出したときに停止機構が作動する設定がなされていることを確認する。</td> <td>設定されていないこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【注記】トラス内に電動機、減速機が設置されている中間駆動方式の場合は、駆動鎖切断時停止機構がないため、「可動部の状況」項目は検査対象外となり項目を抹消する。</p>			(イ)検査項目	(ロ)検査事項	(ハ)検査方法	(ニ)判定基準	4 安全 装置	(六) 駆動鎖切断時 停止装置	作動の状況	スイッチを作動させ、昇降機が停止すること又はスイッチを作動させた状態で昇降機が起動しないことを確認する。	昇降機が停止することを確認する場合にあっては昇降機が停止しないこと、昇降機が起動しないことを確認する場合にあっては昇降機が起動すること。	可動部の状況	目視及び触診により確認する。	イ 可動部の動きが円滑でないこと。 ロ 給油すべき箇所の給油が不十分であること。	設定の状況	駆動鎖切断を検出したときに停止機構が作動する設定がなされていることを確認する。	設定されていないこと。
	(イ)検査項目	(ロ)検査事項	(ハ)検査方法	(ニ)判定基準													
4 安全 装置	(六) 駆動鎖切断時 停止装置	作動の状況	スイッチを作動させ、昇降機が停止すること又はスイッチを作動させた状態で昇降機が起動しないことを確認する。	昇降機が停止することを確認する場合にあっては昇降機が停止しないこと、昇降機が起動しないことを確認する場合にあっては昇降機が起動すること。													
		可動部の状況	目視及び触診により確認する。	イ 可動部の動きが円滑でないこと。 ロ 給油すべき箇所の給油が不十分であること。													
		設定の状況	駆動鎖切断を検出したときに停止機構が作動する設定がなされていることを確認する。	設定されていないこと。													
7 上記以外の検査項目																	
<p>① 第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑩に準じて検査結果等を記入する。なお、これらの項目がない場合は、7は削除してもよい。 ② 対象部分の名前、検査方法、検査結果等を記入する。</p>																	

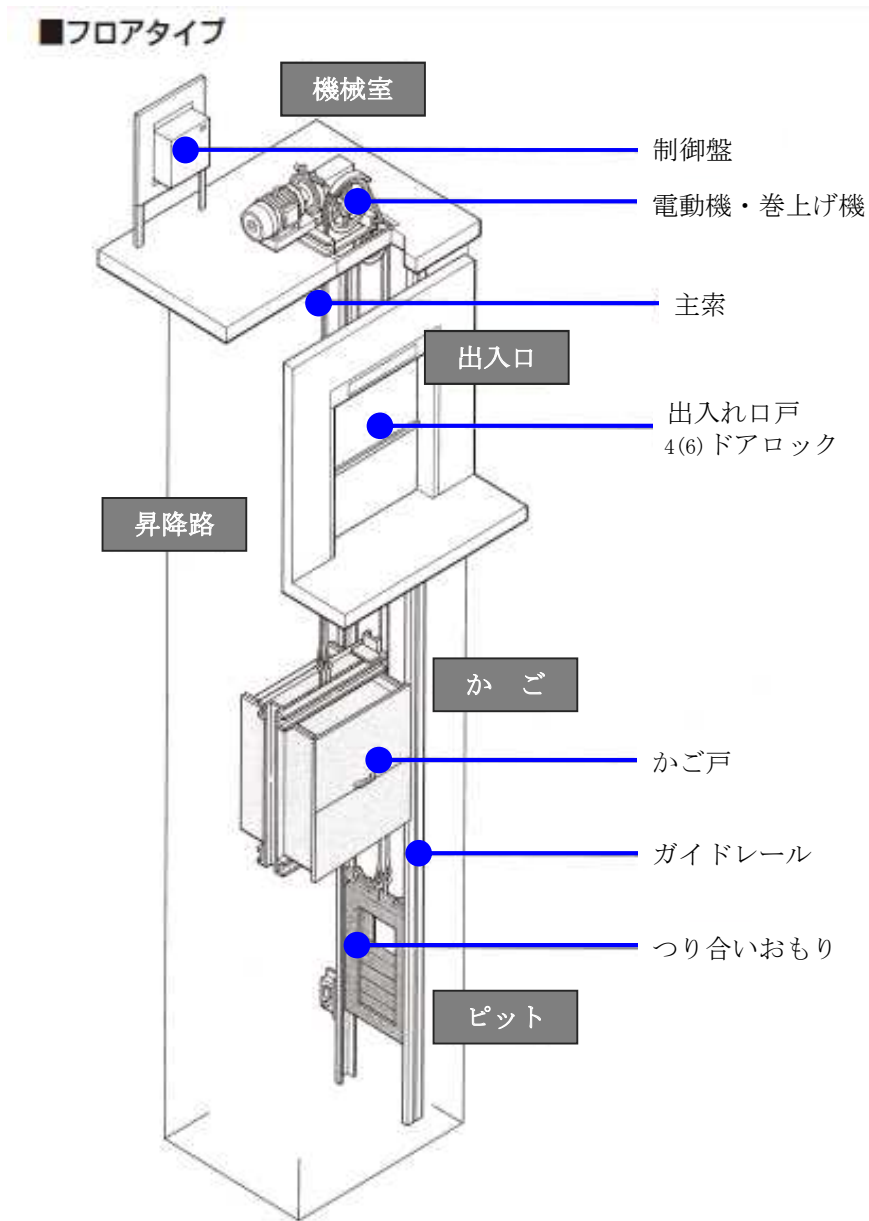
検査結果表「特記事項」欄
第4章1項「主索又は鎖で吊るエレベーター」(3)「特記事項の記入例」(P414～415)を参照。

別添1・2様式
別添1, 2様式に次の検査項目の写真の掲載と状況を記載する。(詳細 第7項別添様式 P471～を参照)
① 別添1様式 ブレーキパッドの状況 ブレーキパッドの写真撮影は、ドラム式に限らずすべてのものが撮影対象で、パッド部が写せないときはブレーキ全体の撮影写真か構造図を添付する。
②別添2様式 a) ブレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた検査事項(既存不適格の場合を除く。)における要是正又は要重点点検とされた部分 b) 「その他」改善要望する装置・部品

【参考】安全対策項目で「要是正」指摘として改訂された項目		
従来、安全対策品に不備・不具合があった場合の指摘が不明確であった。今回の16年版業務基準書にて次の不備・不具合があった場合、「要是正」指摘として明記された。		
番号	業務基準書抜粋	記載頁
5(2)	転落防止柵、侵入防止柵仕切板及び誘導柵	
	・ ハンドレール外縁と転落防止柵とのすき間(a)、ハンドレール外縁と誘導柵とのすき間(d)を目視により確認または測定し、適合しない場合は「 要是正 」として下さい。	P508
	・ 外側板又は建物壁と侵入防止策仕切り板とのすき間(b)を目視により確認又は測定し、適合しない場合は「 要是正 」としてください。	P509
	・ ハンドレールから侵入防止用仕切り板までの距離(c)を目視により確認又は測定し、適合しない場合は「 要是正 」としてください。	P510
	・ 転落防止柵、侵入防止用仕切板、誘導柵のいずれかの取付けが堅固でない場合は「 要是正 」としてください。	P510
・ 転落防止柵、侵入防止用仕切板、誘導柵のいずれかにひび割れ又は破損がある場合は「 要是正 」としてください。	P510	
5(3)	落下物防止柵 ・ 落下物防止網、落下物防止柵、落下防止板のいずれかに破損又はひび割れがある場合は「 要是正 」としてください。	P511
5(5)	交差部可動警告板 ・ 自重で吊り下げられた状態の可動警告板をハンドレール側に引いた時円筒部がハンドレールを乗り越える場合は「 要是正 」としてください。	P511
	・ ひび割れ又は破損がある場合は「 要是正 」としてください。	P513
5(6)	踏段面注意標識 ・ 踏段面注意標識が鮮明でなく識別が困難な場合は「 要是正 」としてください。	P513
5(7)	登り防止用仕切板 ・ ハンドレールから登り防止用仕切板(e)が50mm未満の場合は「 要是正 」としてください。	P513
	・ ひび割れ又は破損があると場合は「 要是正 」としてください。	P514
【注記】上表(a)～(e)の距離は16年版業務基準書の該当図にて確認すること。		

6 小荷物専用昇降機

(1) 基本構造図



(2) 検査結果表の記入要領

別記第六号（A4）

検査結果表

（第1第1項第6号に規定する昇降機）

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者(*)	氏名	検査者番号
	その他の検査者(*)		

番号	検査項目	検査結果			昇降機番号	担当検査者番号	
		指摘なし	要重点点検	要是正			既存不適格
1	機械室						
(1)	機械室への経路及び点検口						
(2)	点検用コンセント					機械室内に無くても近くの通路等から確保出来ればよい	
(3)	開閉器及び遮断器						
(3)	制御器	電動機主回路接触器の主接点(*) 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()	適・否・確認不可				← ロープ式エレベーター1(6)参照
		ブレーキ用接触器の接点(*) 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()	適・否・確認不可				
(5)	ヒューズ					該当する項目を○で囲む	
(6)	絶縁：電動機の回路(300V以下・300V超)					MΩ	
	(*) 制御器等の回路の300Vを超える回路					MΩ	
	制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路					MΩ	
(7)	接地					MΩ	
(8)	減速歯車					点検事項が点検の対象エレベーターに適用されない場合は 取り消し線で抹消する。	
(9)	巻上機	綱車と主索のかかり イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 (mm) ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する要是正となる基準値 (mm)				mm	定格速度で急制動をかけた時の主索の滑り距離が100mmを超える場合は『要是正』となる。
		綱車又は巻胴(*) 該当しない方を抹消又は該当する方を○で囲む。	ハ. 綱車と主索の滑り等により判定 複数の溝間の摩耗差の状況	適・否			
(10)	軸受					適・否	

【記載凡例】

- ① 検査項目欄中、青字は「平成20国告第283号改正」による追加・変更を示す。
- ② 検査項目欄中、黒太字は「記入例」を示す。
- ③ 項目「(*)」は、別途解説有り

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号	
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既存 不適格		
(11)	<div style="border: 1px dashed red; padding: 2px;">イ・ロのいずれかを選択し、該当するものを○で囲む</div> 巻上機 ブレーキ(*)	しゅう動面への油の付着の状況	適・否				
		パッドの厚さ					
		イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値(mm)	右	mm			
		ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定 する 要重点点検となる基準値(mm)	左	mm			
	制動力	適・否					
(12)	そらせ車						
(13)	電動機						
(14)	主索の緩み検出装置	主に巻胴式の場合					
(15)	主索の巻過ぎ検出装置	巻胴式の場合					
(16)	速度 (定格速度: m/min)(*)	<div style="border: 1px dashed green; padding: 2px;">実測値は定格速度の125%以下であること。</div> 上昇 } m/m 下降 } m/m					
番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号	
指摘 なし	要重点 点検	要是正	既存 不適格				
2	かご室						
(1)	かご室の壁又は囲い、天井及び床						
(2)	積載量の標識						
(3)	搭乗禁止の標識						
(4)	かごの戸	荷くずれ防止用の棒は対象外					
3	最上階出し入れ口						
(1)	主索(*)	径の状況	<div style="border: 1px dashed red; padding: 2px;">ロープ式エレベーター 2(3)参照</div>				
		最も摩耗した主索の番号 (番号を記入)					%
		直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)					
		素線切れ					1よりピッチ内の素線 切れ数 本
		最も摩損した主索の番号 (番号を記入)					
		該当する素線切れ判定基準 ()					
素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1構成より1ピッチ内 の最大の素線の切れ 数 本						
錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし)	%						
谷部が赤錆色に見える主索の番号 (番号を記入)	1構成より1ピッチ内 の最大の素線の切れ 数 本						
直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)							
該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()							
主索本数 (本数を記入 本)							
要重点点検の主索の番号 () 要是正の主索の番号 ()							
(2)	主索の張り						
(3)	主索の取付部						
(4)	上部リミット(強制停止)スイッチ						
(5)	かごのガイドシュー等						
(6)	かご吊り車						
4	各階出し入れ口						
(1)	昇降路における壁又は囲い	<div style="border: 1px dashed red; padding: 2px;">保守点検に必要な開口部で ①出し入れ口の床面から開口部の下端までの高さが1.8m以上であるもの ②自動的に閉鎖(自動的に施錠する機能を有する施錠装置)する戸を設けるもの (平24国示第679号)</div>					
(2)	出し入れ口の戸及び出し入れ口枠						
(3)	操作ボタン及び信号装置						
(4)	走行停止ボタン又はスイッチ						
(5)	ドアスイッチ	(全ての階に設けられていない場合は『要是正』)					
(6)	ドアロック	(フロアタイプに機械的施錠装置があること。)					
(7)	戸開放防止警報装置	(戸開放3分経過後)					
(8)	二方向同時開放警告装置						
(9)	積載量の標識	(文字等が判別出来ない場合は『要是正』)					
(10)	搭乗禁止の標識	(文字等が判別出来ない場合は『要是正』)					
(11)	ガイドレール及びレールブラケット						

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既存 不適格	
5	最下階出し入れ口					
(1)	下部リミット(強制停止)スイッチ					
(2)	ピット床					
(3)	釣合おもり底部すき間					
(4)	釣合おもりの各部					
(5)	釣合おもりの吊り車					
(6)	移動ケーブル及び取付部					
(7)	かご非常止め装置					
(8)	釣合おもり非常止め装置					
8	上記以外の検査項目(*)					
特記事項(*)						
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定) 年月	

共通														
<p>① この書類は、昇降機ごとに作成する。</p> <p>② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添える。</p> <p>③ 「昇降機番号」欄には、定期検査報告書第二面5欄の番号を記入する。</p> <p>④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象の小荷物昇降機に適用されないことが明らかなものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消する。</p> <p>⑤ 検査結果欄の「要是正」「要重点点検」「指摘無し」は「平成 20 年国土交通省告示第 283 号別表第6 小荷物専用昇降機『(に)判定基準』」(第1章 P107～113 参照)に従い判定をする。</p>														
検査者欄														
<p>① 「当該検査に関与した検査者」欄は、定期検査報告書第二面3欄に記入した検査者について記入する。</p> <p>② 「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入する。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除してもよい。</p> <p>③ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しない。</p>														
1(4) 制御器(接触器、継電器及び運転制御用基板)	16年業務基準書 P523 参照													
接触器は、「ロープ式エレベーター」解説1(6)に準じて記入する。														
1(6) 絶縁	16年業務基準書 P524 参照													
<p>該当する回路及び電圧区分を○で囲んだ上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入する。</p> <p>回路の絶縁抵抗値(JIS A 4302-2006)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回路の用途</th> <th>回路の使用電圧</th> <th>絶縁抵抗値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電動機の回路</td> <td>300Vを超えるもの</td> <td>0.4MΩ以上</td> </tr> <tr> <td>300V以下のもの</td> <td>0.2MΩ以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御回路 信号回路 照明回路</td> <td>150Vを超え300V以下のもの</td> <td>0.2MΩ以上</td> </tr> <tr> <td>150V以下のもの</td> <td>0.1MΩ以上</td> </tr> </tbody> </table>		回路の用途	回路の使用電圧	絶縁抵抗値	電動機の回路	300Vを超えるもの	0.4MΩ以上	300V以下のもの	0.2MΩ以上	制御回路 信号回路 照明回路	150Vを超え300V以下のもの	0.2MΩ以上	150V以下のもの	0.1MΩ以上
回路の用途	回路の使用電圧	絶縁抵抗値												
電動機の回路	300Vを超えるもの	0.4MΩ以上												
	300V以下のもの	0.2MΩ以上												
制御回路 信号回路 照明回路	150Vを超え300V以下のもの	0.2MΩ以上												
	150V以下のもの	0.1MΩ以上												
1(9) 綱車又は巻胴	16年業務基準書 P525～P526 参照													
<p>① 「綱車」又は「巻胴」に対し、該当する方を○で囲むか、該当しない方を抹消する。</p> <p>② 製造者の基準値は、「イ」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入する。</p> <p>製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ」を○で囲んだ上で、左欄に要是正となる基準値を記入する。</p> <p>綱車と主索の滑り等により判定した場合は、「ハ」を○で囲んだ上で、「主索と綱車に著しい滑りが生じていること若しくはU溝を除く溝で主索が底当たりしていること」を確認し、該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲み「要是正」と判定する。</p> <p>③ 複数の溝間の摩耗差の状況は、「複数ある溝間に著しい摩耗差があること」を確認し、該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲み「要是正」と判定する。</p>														
1(11) ブレーキ	16年業務基準書 P526～P528 参照													
<p>① しゅう動面への油の付着の状況は、「ドラム又はディスクのパッドのしゅう動面に制動力又は保持力に影響を与えるおそれのある油の付着があること」を確認し、該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲み「要是正」と判定する。</p> <p>② 「パッドの厚さ」</p> <p>製造者の基準値は、「イ」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入する。製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ」を○で囲んだ上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入する。</p> <p>③ 「制動力」は、「ブレーキが作動しないこと又はかごが停止しないこと」を確認し、該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲み、「要是正」と判定する。</p> <p>④ 製造者によりプランジャーストローク測定をしなければならない小荷物専用昇降機として具体的に判定情報や検査方法など示している場合は、「特記事項」欄に「1(11)プランジャーストローク」と記入し、その内容と検査結果を記入する。</p>														

1(16)速度	16年業務基準書 P529 参照
① 定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入する。 ② 定格速度の125%を超えた場合、「 要是正 」と判定する。	
3(1)主索	16年業務基準書 P531～P532 参照
「主索又は鎖」は、「ロープ式エレベーター」解説 2(3)に準じて記入する。	

6 上記以外の検査項目
① 第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し検査結果等を記入する。なお、これらの項目がない場合は、は削除してもよい。

検査結果表「特記事項」欄
第4章1項「主索又は鎖で吊るエレベーター」(3)「特記事項の記入例」(P414～415)を参照。

別添1・2様式
別添1, 2様式に次の検査項目の写真の掲載と状況を記載する。(詳細 第7項別添様式 P471～を参照)
① 別添1様式で添付が必要な写真 a) 3(1)「主索」において、最も摩耗した主索又は鎖として掲げたもの、最も摩損した主索として掲げたもの及び錆びた摩耗粉により赤錆色に見える主索として掲げたものに関する写真(※)を添付する。但し、同一位置の場合は一枚の写真でよい。 (※)「錆」写真はカラーとする。 b) ブレーキパッドの状況に関する写真
② 別添2様式 a) 主索・ブレーキパッドを除く「要是正」又は「要重点点検」とされた検査事項(既存不適格の場合を除く。)における要是正又は要重点点検と指摘した写真 b) 「その他」改善要望する装置・部品の写真

7 別添 様式

(1)別添1様式

別添1様式 主索、鎖及びブレーキパットの写真 (A4)

主索又は鎖 (最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部 が赤錆色に見える主索の番号())	検査結果 <input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> 要重点点検 <input type="checkbox"/> 指摘なし
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; text-align: center; padding: 5px;"> 写真貼付 </div> </div>	特記事項

ブレーキパット ブレーキパットの取付位置 <input type="checkbox"/> 右 <input type="checkbox"/> 左	検査結果 <input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> 要重点点検 <input type="checkbox"/> 指摘なし
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; text-align: center; padding: 5px;"> 写真貼付 </div> </div>	特記事項

建築物等の名称: _____

登録番号 _____

(注意)

- ① この書類は、主索、鎖及びブレーキパッドについて作成する。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添える。
- ③ 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、要重点点検の指摘があった場合は「要重点点検」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合は「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れる。
- ④ ブレーキパッドにおいて、同一昇降機内に複数あるものについては、最も摩損したものの写真を貼付することとし、パッドの取付位置について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れる。なお、ブレーキの構造上又は設置状況によりブレーキパッドの撮影が不可能な場合は、写真貼付を省略してもよい。
- ⑤ 写真は、主索及びブレーキパッドの摩損状況が確認できるように撮影したものを添付する。

(2)別添2様式

部位	番号	検査項目・検査事項	検査結果		
			<input type="checkbox"/> 要是正	<input type="checkbox"/> 要重点点検	<input type="checkbox"/> その他
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; min-height: 200px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 40px; margin: 20px auto; text-align: center;">写真貼付</div> </div>		特記事項			

部位	番号	検査項目・検査事項	検査結果		
			<input type="checkbox"/> 要是正	<input type="checkbox"/> 要重点点検	<input type="checkbox"/> その他
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; min-height: 200px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 40px; margin: 20px auto; text-align: center;">写真貼付</div> </div>		特記事項			

建築物等の名称: _____

登録番号 _____

(注意)

- ① この書類は、主索、鎖及びブレーキパッドを除く、検査の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目又は「要重点点検」の項目について作成する。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成する。「要是正」及び「要重点点検」の項目がない場合は、この書類を省略してもよい。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添える。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「検査項目・検査事項」は、それぞれ別記様式の番号、検査項目、検査事項に対応したものを記入する。
- ④ 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、要重点点検の指摘があった場合は「要重点点検」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」チェックボックスに「レ」マークを入れる。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観状況が確認できるように撮影したものを添付する。
- ⑥ 特記事項には状況と判定理由を記入する。

(3)別添1様式 記入例

検査結果は2(3)[ロープ式エレ]と同じとなる

① 摩耗・摩損の記載例

主索又は鎖 (最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号(1))	● 検査結果 <input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> 要重点点検 <input checked="" type="checkbox"/> 指摘なし
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>最も摩耗若しくは 摩損が進んだ部分の主索の写真</p> <p>添付写真の注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カラー(「錆」の場合は除く), 白黒, 画質の制限はない。 ・但し、ピンぼけ等で状態が確認できるものとする。素線が確認出来るように撮影する。 </div>	特記事項 <記入例> 最も摩耗・摩損した主索の位置を特定できるように記入する。 <ul style="list-style-type: none"> ・最も摩耗した主索部分は「最下階停止時かご下右綱車にかかる箇所より上1,500mmの位置」 ・最も摩損した主索部分は「1階床レベル上500mmでかご下綱車にかかる位置」 ・最も摩損した主索部分は「かごが最上階停止時駆動綱車にかかる曲げ回数の多い位置」である。

検査結果は2(3)[ロープ式エレ]と同じとなる

② 「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆が見える主索」の記載例

主索又は鎖 (最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖) 又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号(3)	● 検査結果 <input checked="" type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> 要重点点検 <input type="checkbox"/> 指摘なし
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>錆びの見える主索は</p> <p>最も摩耗した主索(鎖)の写真の他に</p> <p><u>別添1様式を追加し、錆の見える主索の写真と、特記事項に詳細状況を記入の上、添付する。</u></p> <p>錆発生の主索写真はカラーとし、状態が確認出来るものであること。</p> </div>	特記事項 錆の発生している位置と状況を記入する。 【「要是正」指摘】 <ul style="list-style-type: none"> ・1階停止時に綱車に掛かる直下付近の赤錆発生の主索位置で、1構成より1ピッチ内素線切れが2本を超えている。 ・1階停止時に綱車に掛かる直下付近で、錆びた摩耗粉が多量に付着し、素線の状況が確認できない。 ・駆動綱車とかご下綱車の中間部で西日があたる箇所の表面に点状の腐食が多数生じている。 ・1階停止時に綱車に掛かる直下付近の赤錆発生位置の主索直径と、綱車にかからない部分の直径と比較して94%未満である。 【「要重点点検」指摘】 <ul style="list-style-type: none"> ・1階床レベル上500mmでかご下綱車にかかる位置の谷部に赤錆色に見える箇所がある。 ・主索全体に摩耗粉の赤錆が付着している。

③ 他ケースでの記入例

摩耗、摩損及び錆に対して、それぞれの指摘箇所を撮影した写真が必要である。但し、同一場所の場合は省くことができる。全て別の箇所の場合は3枚の写真添付が必要である。

【例1】 摩耗・摩損・錆がそれぞれ異なる主索で発生した場合の記入例

検査結果は2(3)[ロープ式エレ]と同じとなる

主索又は鎖 (最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号 (1))	検査結果 <input checked="" type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> 要重点点検 <input type="checkbox"/> 指摘なし
写真	特記事項 最も摩耗した部分は 主索番号1の「最下階停止時かご下右綱車にかかる箇所より上1,500mmの位置」

主索又は鎖 (最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号 (3))	検査結果 <input checked="" type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> 要重点点検 <input type="checkbox"/> 指摘なし
写真	特記事項 最も摩損した部分は 主索番号3の「1階床レベル上500mmでかご下右綱車にかかる位置」

主索又は鎖 (最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号 (4))	検査結果 <input checked="" type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> 要重点点検 <input type="checkbox"/> 指摘なし
写真	特記事項 最も錆の摩耗粉が多量に付着し素線の状況が確認できない部分は 主索番号4の「最下階停止時巻上機綱車にかかる箇所より上1,500mmの位置」

【例2】 摩耗・摩損・錆がそれぞれ同一主索・同一位置で発生した場合の記入例

主索又は鎖 (最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号 (1))	検査結果 <input checked="" type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> 要重点点検 <input type="checkbox"/> 指摘なし
写真 (同一場所であれば纏めてよい)	特記事項 最も摩損、摩耗、赤錆の谷部で2本以上の素線切れが同一場所に発生している箇所は、「最下階停止時 巻上機綱車にかかる箇所より上1,500mmの位置」

【例3】 主索交換直後などで、摩耗・摩損・錆が全くない場合の記入例

主索又は鎖 (最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号 (2))	検査結果 <input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> 要重点点検 <input checked="" type="checkbox"/> 指摘なし
写真	特記事項 主索の摩耗・摩損及び錆びた摩耗粉なし

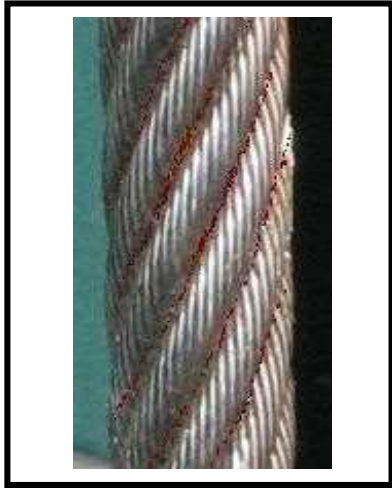
撮影した主索番号を記入する

(4) 別添1様式掲載の主索写真について

① 「錆」の状態と判定

第一段階

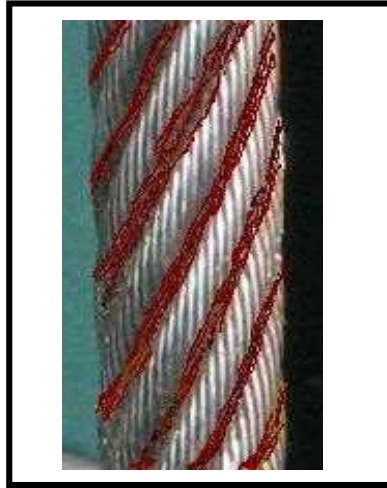
谷部に赤錆色に見える



【要重点点検】

第二段階

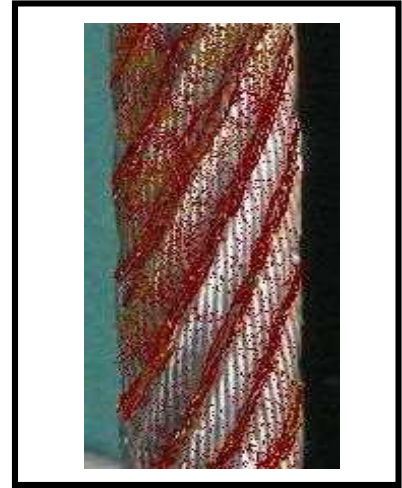
谷部の赤錆色が進んだ状態



【要重点点検】

第三段階

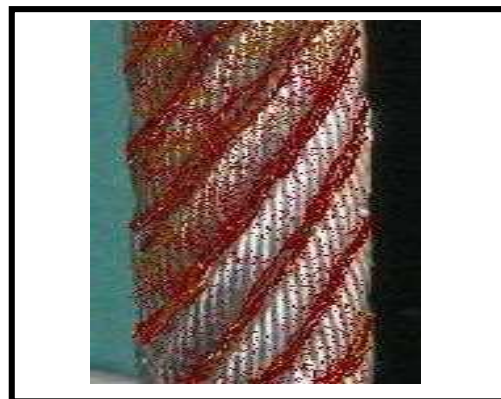
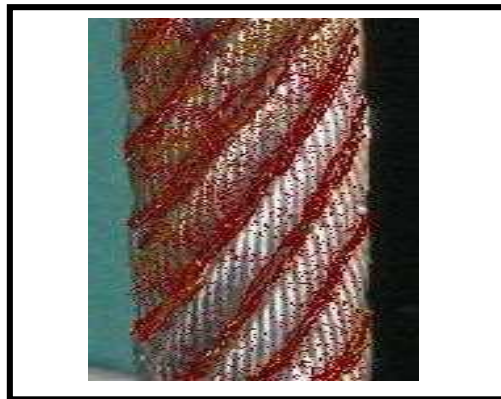
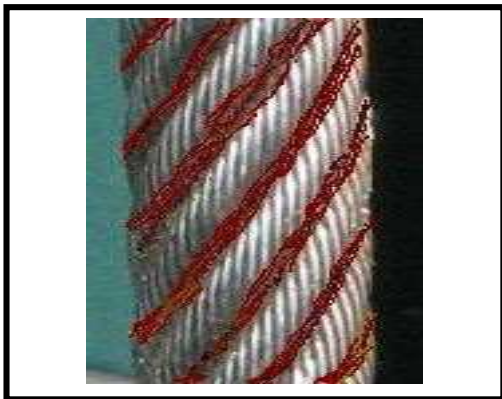
谷部の赤錆色と摩耗粉



【要是正・要重点点検】

【注意】錆発生した主索の写真撮影について

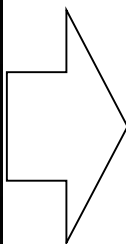
主索の錆及び錆びた摩耗粉の写真は『カラー写真』とし、錆発生状況が分かるように撮影する。



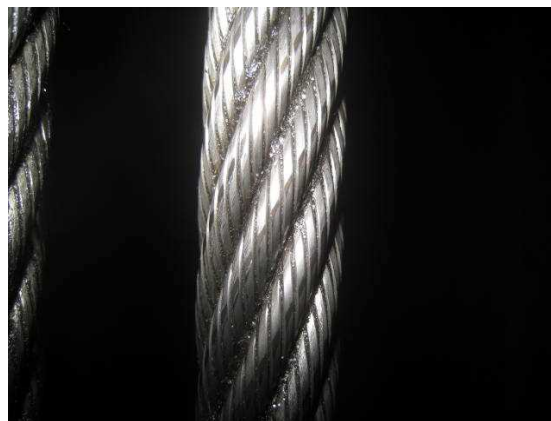
② 「最も摩耗・摩損の進んだ部分」の添付する写真について

【注意】

- a) 最も摩耗・摩損の進んだ部分を撮影した写真を添付する。
- b) ウェス等で主索表面に固着しているグリース、オイルをふき取り撮影する。
- c) 素線切れ、素線摩耗状況が鮮明に判断できる写真を添付する。

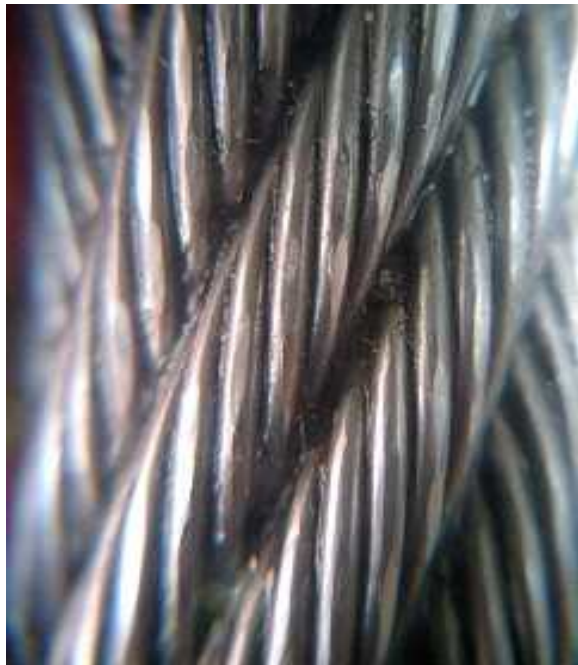


清掃



そのままでは、主索(ロープ)にロープグリース
オイルが固着し素線切れ、摩耗状況が判断で
きない。

素線摩耗状況が鮮明に判断できる。



素線摩耗状況が鮮明に判断できる。



素線摩耗状況、素線切れが確認できる。